

婦人関係資料シリーズ
調査資料NO. 25

婦人関係資料
婦人関係資料

売春婦の転落原因と更生の問題

実態調査結果報告

労働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、婦人の地位向上の見地から、従来より売春問題を取りあげ、相談業務をはじめ特別啓蒙活動、各種の実態調査、資料の作成などを行い、その解決をはかつてきたところでありますが、このたび実態調査の一つとして、売春婦の転落原因と更生の問題点を把握するための調査を、昭和31年9月より昭和32年3月にわたり全国で実施しました。

この調査では、いわゆる特飲店の従業婦とその親許を訪問して、両者からそれぞれ売春婦となつてゐる者の経歴、家庭環境、あるいは意識などを詳細に聴取しました。そして、種々の角度から転落の原因並びに更生の問題点を把握し、こんごの売春問題に、さらに適正な措置を講じる基礎資料としようとしたものです。

調査にあつては、従業婦との個別面接について業者の理解を得るのにかなり難航したところもあり、また、従業婦の働いていた場所と親許の住所が異つた県にまたがつている場合が多く、親許の住所を確認するために多くの苦勞が伴いましたが、全国の婦人少年室が互に緊密な連絡をとつて把握につとめ、また終始、警察庁はじめ各県警察本部、地元警察署、市区町村役場から多大の御援助、御協力を得、無事、実施することができました。ここに調査の結果を刊行するにあたり、これらの関係機関、並びにこの調査の対象となられた方々に、深く感謝申上げる次第です。

この報告書をまとめるにあつては、つねに、本人及び親許から聴取した対象者の経歴や性格、親許の状態、意識、調査員の判定等を総合的に研究、分析しました。この報告書が、この種の問題を検討される方々の御参考となり、こんごの婦人の転落防止及び保護更生への一助となれば、まことに幸いです。

なお、この調査の過程で、関係者から積極的な相談をうけた場合には、日常実施している相談業務にのせ、その解決に努力いたしました。その措置等については、昭和31、32年の「売春問題相談業務報告書」に含め報告してありますので、あわせて御覧いただきたいと存じます。

1958年5月

労働省婦人少年局

売春婦の転落原因と更生の問題

目 次

は し が き

第1部 調 査 の 概 要

1 調 査 の 目 的	1
2 調査地域、調査対象及び調査方法	1
(1) 第1次調査(売春婦)	1
(イ) 調 査 地 域	1
(ロ) 調 査 対 象	1
(ハ) 調 査 期 日	1
(ニ) 調 査 方 法	1
(2) 第2次調査(親許)	2
(イ) 調査地域、対象	2
(ロ) 調 査 期 日	2
(ハ) 調 査 方 法	2
3 調 査 担 当 者	2

第2部 調 査 の 結 果

1 第1次調査結果(売春婦実態調査)	3
(1) 対象者に関すること	3
(2) 家 庭 環 境	6
(3) 職 業 経 歴	8
(4) 結 婚 生 活	9
(5) 転落前の環境と売春に対する意識	11
(6) 転落直前の状況	12
(7) 転落の理由と当時の状況、意識	14
(8) 転落当時の家庭の状況	18
(9) 売 春 経 歴	19
(10) 家庭との連絡状況	20
(11) 更生の問題と意識	23

2 第2次調査結果(親許実態調査).....	25
(1) 親許に関する事.....	28
(2) 生活状態.....	29
(3) 親許からみた第1次対象者.....	31
(4) 第1次対象者が転落した当時の家庭の態度.....	31
(5) 第1次対象者との連絡状況.....	32
(6) 第1次対象者の更生の問題と意識.....	33

第3部 事例

1 経済的理由によつて転落した事例.....	39
2 売春婦になることを強要されて転落した事例.....	44
3 家庭に問題があつて転落した事例.....	48
4 甘言にのせられて転落した事例.....	53
5 本人に問題があつて転落した事例.....	56

統計表目次

第1表	年 令.....	3
第2表	学 歴.....	3
第3表	結 婚 の 状 況.....	6
第4表	出 生 地.....	4
第5表	生 家 の 職 業.....	6
第6表	養 育 者.....	7
第7表	実父と離れた年令.....	7
第8表	実母と離れた年令.....	7
第9表	可愛がつてくれた人.....	8
第10表	家庭内の雰囲気.....	8
第11表	住 居 環 境.....	8
第12表	職 歴.....	8
第13表	前 職.....	9
第14表	最初の就業年令.....	9
第15表	最初の結婚年令.....	9
第16表	結 婚 回 数.....	10
第17表	子 供.....	10
第18表	子 供 の 年 令.....	10
第19表	子 供 の 養 育 者.....	10
第20表	子供の養育費負担者.....	11
第21表	転落前の環境における売春関係経営者の有無.....	11
第22表	転落前の環境における売春婦の有無.....	11
第23表	「売春」を知つた年令.....	11
第24表	転落前売春婦に抱いていた感情.....	12
第25表	転落直前の結婚状況.....	12
第26表	転落直前における夫の状況.....	12
第27表	転落前に処女を失つていた者.....	13
第28表	処女を失つた年令.....	13
第29表	相 手 の 男.....	13
第30表	相手の男とのその後の関係.....	13

第31表	転落直前の状態	13
第32表	家業の種類	14
第33表	転落直前の職業	14
第34表	転落直前の職業における月収額	14
第35表	転落の理由	15
第36表	最初の転落年齢	16
第37表	転落にあつての相談	16
第38表	転落について相談相手となつた者	16
第39表	公の機関や制度の利用状況	17
第40表	転落時における前借	17
第41表	前借金を使つた者	17
第42表	売春を知らずに転落した者	18
第43表	売春をすることがわかつたときの態度	18
第44表	売春を承知で転落した者の当時の意識	18
第45表	家庭が貧しい場合、売春婦となつて家族をたすけることについての意識	18
第46表	転落当時の家族数	18
第47表	転落当時の家庭の経済状態	19
第48表	転落当時の家庭の生計中心者	19
第49表	売春経年数	20
第50表	働いていた特飲街数	20
第51表	現在の月収額	20
第52表	売春婦となつていることを家族に知られている者	21
第53表	売春婦に対する家族の態度	21
第54表	家族からの便り	21
第55表	帰郷	21
第56表	家に帰つたときの家族の態度	22
第57表	仕送り	22
第58表	仕送先	22
第59表	定期送金者の一か月送金額	22
第60表	不定期送金者の一か年送金合計額	22
第61表	扶養者数	23
第62表	更生の意思	23
第63表	更生の方法	24

第64表	希望する家庭復帰先	24
第65表	家庭復帰の際、予想される家族の態度	26
第66表	就職の際の希望月収額	26
第67表	希望する商売	28
第68表	売春婦の稼働県と親許所在県	28
第69表	親許の世帯主	28
第70表	親許被面接者	28
第71表	親許の職業	29
第72表	親許の家族数	29
第73表	親許のくらしむき	30
第74表	貧乏になつた理由	30
第75表	親許の一か月の生活費	30
第76表	親許の住居	30
第77表	第1次対象者の子供の頃の性質	31
第78表	第1次対象者の学業成績	31
第79表	第1次対象者の通学状況	31
第80表	第1次対象者が売春婦となつていることを知つている親許	32
第81表	第1次対象者が売春婦に転落したことを最初から知つていた親許	32
第82表	第1次対象者が転落した当時の親許の意識	32
第83表	第1次対象者が売春婦となつていることを途中で知つたときの親許の態度	32
第84表	第1次対象者からの便り	33
第85表	第1次対象者の帰郷	33
第86表	第1次対象者の働き先の訪問	33
第87表	第1次対象者の今後の指図	34
第88表	第1次対象者の家庭復帰に対する親許の態度	34
第89表	家庭復帰について第1次対象者が予想している親許の態度と親許の受入態度	35
第90表	第1次対象者から仕送りがなくなつた場合の親許の生活	35
第91表	売春による仕送りについての親許の意識	35
第92表	生活の苦しいとき売春婦になることについての親許の意識	36

第 1 部

調 査 の 概 要

1. 調 査 の 目 的

この調査は、売春婦となつてゐる者の経歴、性質、家庭内の環境、経済状態、あるいは意識や更生の問題、親許の生活状態等を究明することによつて、婦人が転落する原因並びに既に転落している婦人の更生を阻む問題点等を総合的に把握し、売春問題の解決をはかるうえの基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

2. 調査地域、調査対象及び調査方法

この調査は、売春婦についての調査（第1次）及び親許調査（第2次）に分れてゐるが、その調査地域及び調査方法は次のとおりである。

（1）第1次調査（売春婦）

（イ）調 査 地 域

第1次調査（売春婦）の調査地域の選定に当つては、各婦人少年室長が県警察本部の意見を参考にして、県下の特飲街（いわゆる赤線地域）のうちから1～2か所を指定したものであるが、その結果、全国から93か所の特飲街が調査地域として選定された。

（ロ）調 査 対 象

調査地域に選定された特飲街の売春婦のうちより府県別売春婦数を考慮して次のとおり1,313名を抽出し対象とした。抽出に当つては、業者組合事務所等に備付けられた「従業員名簿」を用い、無作為に行つた。

（ハ）調 査 期 日

昭和31年9月中旬

（ニ）調 査 方 法

まえもつて準備した場所に抽出した売春婦の来訪を求め、個別に聴取を行つた。なお、ききとりの際

第 1 次調査府県別対象数

県 名	対象数	県 名	対象数	県 名	対象数
北海道	19	石 川	30	岡 山	28
青 森	26	福 井	27	広 島	35
岩 手	25	山 梨	22	山 口	30
宮 城	28	長 野	20	徳 島	17
秋 田	26	岐 阜	21	香 川	27
山 形	11	静 岡	31	愛 媛	17
福 島	32	愛 知	49	高 知	27
茨 城	20	三 重	22	高 岡	34
栃 木	22	滋 賀	16	佐 賀	27
群 馬	22	京 都	38	長 崎	39
埼 玉	22	大 阪	52	熊 本	46
千 葉	28	兵 庫	40	大 分	28
東 京	61	奈 良	17	宮 崎	26
神奈川	55	和歌山	29	鹿児島	18
新 潟	26	鳥 取	19	合 計	1,313
富 山	26	島 根	16		

註 各府県別対象数は、昭和31年4月末日現在において、各婦人少年室が把握した各県下の特飲街の売春婦数を基盤に、下記の割合で抽出したものである。

（売 春 婦 数）

200人～500人

600 ～1,000

1,000 ～4,000

4,000 ～7,000

7,000人以上

（抽出率）

20分の1

25分の1

30分の1

40分の1

50分の1

は第三者の同席をきり、亮春婦と調査員だけで話合った。

(2) 第2次調査(親許)

(イ) 調査地域、対象

第1次調査の対象となつた亮春婦の親許を対象としたが、その選定にあつては亮春婦の結婚状況に応じ次の基準にもとづいて決定した。

第2次調査府県別対象数

県名	対象数	県名	対象数	県名	対象数
北海道	7	石川	5	岡山	7
青森	9	福井	6	広島	10
岩手	4	山梨	3	山口	9
宮城	12	長野	15	徳島	12
秋田	8	岐阜	5	香川	8
山形	20	静岡	12	愛媛	9
福島	21	愛知	20	高知	16
茨城	18	三重	22	福岡	18
栃木	18	滋賀	5	佐賀	17
群馬	20	京都	13	長崎	31
埼玉	7	大阪	21	熊本	22
千葉	12	兵庫	24	大分	9
東京	14	奈良	5	宮崎	17
神奈川	10	和歌山	12	鹿児島	22
新潟	22	鳥取	5		
富山	3	高松	7	合 計	594

(ロ) 調査期日

昭和31年11月—昭和32年3月

(ハ) 調査方法

親許を訪問、世帯主もしくはその家族に面接し、第1次対象者が亮春婦であることを証明を知らない場合は第三者を同席させずききとりを行つた。

3. 調査担当者

婦人少年局本省職員、各県婦人少年室職員、同婦人問題相談員、同協助員。

未婚の場合……両親(生家)。両親がすでにいない場合は、転落原因または現在の生活に関係のある親族。

有夫の場合……夫。夫が調査不能のときは、実家もしくは婚家。

死離別の場合……実家もしくは婚家。

なお、これらの親許のうち、種々の困難な事情のため実施不能となつたものがあつて、第2次調査を実施したのは594世帯であつた。その所在地域は全国各地域にわたり、また亮春婦の働いていた府県とその親許の府県が他府県にまたがっている場合がかなり多かつたが、婦人少年室間で緊密な連絡をとり実施した。調査された親許の府県別対象数、及び調査不能の理由は次のとおりである。

調査不能の理由

1. 親許とする親族なし	88
2. 親許住所把握不能	443
3. 親許回答可能者不在及び回答拒否	69
4. 行方不明等の事情により調査除外	116

第2部

調査の結果

1. 第1次調査結果(亮春婦実態調査)

(1) 対象者に関する事

第1次調査の対象となつた亮春婦1,313名の、年齢、学歴、結婚状況、出生地、並びに住居は次のとおりである。

第1表 年 令

年齢別 未婚別	総数	10才代				20才代			30才代			40才代		
		小計	17	18	19	小計	20~24	25~29	小計	30~34	35~39	小計	40~44	45~49
総数	1,313	75	1	15	59	949	508	441	274	200	74	15	9	6
(%)	(100.0)	(5.7)	(0.1)	(1.1)	(4.5)	(72.3)	(38.7)	(33.6)	(20.8)	(15.2)	(5.6)	(1.2)	(0.7)	(0.6)
未婚	629	71	0	14	56	575	399	176	36	32	4	2	2	0
小計	629	4	0	1	8	374	109	265	238	168	70	13	7	0
有夫	74	0	0	0	0	46	9	37	26	16	10	2	1	1
既婚	121	0	0	0	0	39	12	27	76	51	25	6	8	6
離別	434	4	0	1	3	289	88	201	186	101	35	5	8	2

年齢 対象者の年齢は、20才代が圧倒的に多く

72.3%(949)を占め、これに30才代の20.8%(274)を加えるとその93.1%までが20才代から30才代の年齢層で占められているが、中には40才代の亮春婦も少数ながらみられた。対象者の最高年齢は49才であつた。(第1表参照)

学歴 学歴は、小学、中学程度の義務教育範囲内の者が全体の54.3%(713)で、対象者の過半数を占めているが、高小、旧高女、高校等、義務教育以上の者も44.7%(587)ある。しかし、不就学の者が8名あり、これに小中学の各中退者と小学卒業後中新教育制度実施以降の者(25才未満)を加えると、対象者の19.4%にあたる225名の義務教育未修了者があることになる。(第2表参照)

結婚の状況 結婚の状況については、未婚者684名(52.1%)、既婚者629名(47.9%)となつてい

第2表 学 歴

学 歴 別	実 数	%
総 数	1,313	100.0
小 小 計	407	31.0
小 卒	342	26.0
学 中 退	65	5.0
高 小 卒	349	26.6
小 中 退	301	23.0
中 小 卒	48	3.7
中 小 計	306	23.3
中 卒	249	19.0
学 中 退	37	2.8
旧 小 計	186	14.2
旧 高 卒	118	9.0
中 退	67	5.1
高 小 計	43	3.3
高 卒	31	2.4
校 中 退	22	1.7
その他 小 計	10	0.8
その他 卒	7	0.5
不 就 学	8	0.6
無 回 答	5	0.4

地 址

[illegible][illegible]

第3表 結婚の状況

状況別	実数	%
総数	1,313	100.0
未婚	684	52.1
小計	629	47.9
有夫	74	5.6
死別	121	9.2
離別	434	33.1

計、既婚者中には、内縁関係も含む。

出生地 また出生地は、全国各県にわたるほか、満洲、朝鮮、台湾、樺太など、もと日本の勢力圏内であった地域にも及んでいる。

これら売春婦の出生地と働いている特飲街の所在地との関連については、第4表にみるとおり同県内の者がかなりあり、また、中部地方をほぼ中心とし東日本、西日本のそれぞれの範囲内で交流している傾向があつて、これら対象者たちは、出生地からあまり遠くないところをえらび働いているように見受けられる。

住居 なお、これらの売春婦の殆どは特飲店に住込んでいるが、家庭から特飲店に毎日通い売春婦となっている者も14名あり、この大部分は、幼児及び学令中の子供をかかえた有夫の者並びに死離別者であった。

第5表 生家の職業

職業別	実数	%
総数	1,313	100.0
農業	281	21.4
労働	136	10.3
商店	109	8.3
職人	104	7.9
漁業	74	5.6
日雇	52	4.0
工員	48	3.7
坑夫	45	3.4
土建業	42	3.2
工場経営	27	2.1
旅館、料理、飲食店	25	1.9
人夫	18	1.4
行商	16	1.2
雑役	12	0.9
店員	8	0.6
運転手	7	0.5
農業手	5	0.4
その他の職業	94	7.2
無職業	114	8.7
不明	68	5.2
無回答	28	2.1

注 生家の職業には、実父の職業をとり、実父に職業がないときは実母の職業とした。

(2) 家庭環境

対象となつた売春婦は、少女時代、娘時代には、どんな家庭に育つたのであろうか。

生家の職業 まず、生家の職業として実父の職業（実父に職業がないときは実母の職業）を調べる。第5表にあげるとおり各種にわたつてはいるが、結果のこの調査の結果と同様、ここでも農家が最も多く全体の21.4%(281)を占めている。

なお、実父母ともに無職であつた家庭が8.7%(114)あるが、このような家庭は非常に低い生活環境のものが多かつた。

養育者 また、対象者のうち、59.2%にあたる777名は、家庭を離れ働きに出る頃まで実父母が健在ないわゆる普通の家庭で育てられているが、40.4%(531)の対象者は、片親があるいは継父母、養父母、兄姉、親類、施設などによつて養育されている。

る。(第3表参照)

この既婚者中には、内縁関係をも一応結婚とみなし合めたのでかなりの高率となつた。

なお、ここで注目されることは、一般に多いといわれている夫と死別したいわゆる未亡人で売春婦となつてゐる者が少く、夫と離別した者が多いことである。

なお、中には養育者が何回もあり、親類や施設を転々とめぐり成長したという不遇の者もみられる。(第6表参照) これらの実父母に育てられなかつた対象者は、第7表、第8表にみられるとおり、大体、実父母を義務教育終了前に失ひ、とくに実父に比べ実母を早く失つている場合が多く、その理由には、死亡並びに実父母の離婚が主にあげられている。また、対象者を可哀がつてくれた人としては実母をあげるものが多く、実父がこれに次いでいる。しかし、僅かではあるが誰からも可哀がつて貰うことがなかつたと答え愛情に飢えていたと見受けられる者が25名あつた。(第9表参照)

第7表 実父と離れた年齢

年齢別	実数	%
総数	531	100.0
1才未満	35	6.6
1才	21	4.0
2	26	4.9
3	23	4.3
4	13	2.4
5	16	3.0
6	13	2.4
7	31	5.8
8	14	2.6
9	16	3.0
10	22	4.1
11	16	3.0
12	20	3.8
13	21	4.0
14	24	4.5
15	18	3.4
16	13	2.4
17	14	2.6
18	17	3.2
19	14	2.6
20才以上	30	5.6
不明	22	4.1
無回答	85	16.0

実父内の養育者 育つた家庭内の養育者については、対象者の過半数が「円満であつた」といっているが(第10表参照)25%(828)の対象者は、継父母、義兄弟姉妹などいわゆる義理の人間関係、あるいは実父の酒ぐせ、女性関係、賭博などのために家の中が何時もちめつていたと答えている。

第6表 養育者

項目別	実数	%
総数	1,313	100.0
実父母	777	59.2
小計	531	40.4
1回変つた	381	28.9
2	100	7.4
3	16	1.1
4	5	0.4
5	2	0.1
回数不明	6	0.5
無回答	24	1.8
無回答	5	0.4

注 1. 片親とは、実父もしくは実母の何れかだけに養育された場合をいう。
2. { 内は養育者が変つた回数

第8表 実母と離れた年齢

年齢別	実数	%
総数	531	100.0
1才未満	43	8.1
1才	28	4.3
2	28	4.3
3	36	6.8
4	13	2.4
5	19	3.6
6	26	4.9
7	18	3.4
8	19	3.6
9	16	3.0
10	16	3.0
11	17	3.2
12	21	4.0
13	19	3.6
14	13	2.4
15	10	1.9
16	10	1.9
17	9	1.7
18	11	2.1
19	10	1.9
20才以上	18	3.4
不明	22	4.1
無回答	116	21.9

第9表 可愛がつてくれた人

続柄別	実数	%
総数	1,682	100.0
父	480	28.5
母	751	44.7
父	8	0.5
母	18	1.1
父	35	2.1
母	43	2.6
兄弟姉妹	35	2.1
兄弟姉妹	42	2.5
父	38	2.3
母	132	7.8
親類その他	31	1.8
その他	21	1.2
誰の可愛もなかった人	25	1.5
わからな	9	0.5
無回答	14	0.8

第10表 家庭内の雰囲気

項目別	実数	%
総数	1,313	100.0
円満だった	908	69.1
何時ももめていた	109	8.3
時々もめていた	219	16.7
わからない	69	5.3
無回答	8	0.6

(3) 職 歴

対象となった売春婦のうち、79.7%(1,046)を占める大部分の者が他の職業で収入を得た経験を一応もっている。

就業形態 その就業の形態は、工場、会社、商店などの企業や個人家庭に雇用され働いていた場合が殆どで、内職をしていたという者はごく少数である。

転職 また、これらのうちの半数に近い 504 名(45.5%)は何回か転職をしており、転落に至るまでには 10 回も職業を変えたという者もみられる。

(第12表参照)

住居環境 なお、対象者が育った土地環境については、銀座街、芸者町、特飲街、基地周辺など現在の生活に何等か影響をもたらしたと思われるところで成育した者が僅かながらあるが、一般に真山村の環境に育った者が多くなっている。(第11表参照)

第11表 住居環境

項目別	実数	%
総数	1,413	100.0
真山村	487	34.4
漁村	98	6.9
漁村	73	5.2
鉾町	49	3.5
山町	9	0.6
工場	92	6.5
商店街	224	15.9
飲食店	36	2.5
住宅地	256	18.1
芸者町	13	1.1
特飲街	25	1.8
基地周辺	4	0.3
その他	47	3.3
無回答	3	0.2

第12表 職 歴

項目別	実数	%
総数	1,313	100.0
小計	1,046	79.7(100.0)
職歴なし	542	(81.7)
1回転職	277	(26.5)
2回	120	(11.5)
3回	50	(4.8)
4回	19	(1.8)
5回以上	9	(0.9)
無回答	29	(2.3)
職歴なし	260	19.8
無回答	7	0.5

注 1. 内は転職した回数
2. 転職回数について、職歴ある者 1,046 名を 100% とし算出した。

第13表 前 職

職種別	実数	%
総数	1,071	100.0
工員	428	39.9
旅館料理屋女中	214	19.9
家庭女中	146	13.6
事務員	129	12.0
店員	111	10.3
女給	104	9.7
食堂給仕	102	9.5
子守	48	4.5
日雇	39	3.6
パチンコ屋店員	38	3.5
車掌	26	2.4
酒蔵	26	2.4
ダンサー	23	2.1
農業手伝	16	1.5
電話交換手	15	1.4
タイピスト	13	1.2
理容師	9	0.8
炊事婦	7	0.6
家政婦	3	0.2
その他の職種	146	13.6
内職	26	2.4
無回答	11	1.0

職種 その職種は、第13表におけるとおりきわめて多岐多岐にわたっているが、そのうち工員がもっとも多く、対象者が就業したすべての職種の25.5%(428)を占めている。

就業年齢 なお、はじめて就業したときの年齢は、大部分が義務教育卒業以後とみられるが、学令中に就業したと思われる者も 18% 程度(約185)含まれている。(第14表参照)

とくに、ごく少数ではあるが 10 才前後で就業している者があることが注目されるが、これは家庭貧困を救助するための就業であろうと想像される。

(4) 結 婚 生 活

対象者中の既婚者 629 名は、次のような結婚生活をおくっている。

初婚年齢 既婚者たちがはじめて結婚したのは、第15表にみられるとおり大部分が 25 才前であり、中でも 20 才前後がもっとも多い。なお、30.3%(191)の既婚者は 10 才代で結婚をしている。

結婚回数 結婚生活中、夫に死なれたり離別したため、再び結婚した者、あるいは幾度か結婚をしたという者もあつて、既婚者中 50 (7.9%) は 2 回以上結婚している。(第16表参照)

第14表 最初の就業年齢

年齢別	実数	%
総数	1,046	100.0
10才未満	8	0.7
10才	6	0.6
11	10	1.0
12	24	2.3
13	40	3.8
14	97	9.3
15	92	8.8
16	149	14.2
17	149	14.2
18	134	12.8
19	82	7.8
20才以上	228	21.9
不明	10	1.0
無回答	17	1.6

第15表 最初の結婚年齢

年齢別	実数	%
総数	629	100.0
16才	2	0.3
16	6	1.0
17	26	4.1
18	65	10.3
19	92	14.6
20	98	15.6
21	78	12.4
22	69	11.0
23	60	9.5
24	39	6.2
25才以上	54	8.6
不明	3	0.5
無回答	8	1.3

第16表 籍 籍 回 数

回 数 別	実 数	%
総 数	629	100.0
1 回	578	91.9
2	44	7.0
3	2	0.3
4	4	0.6
無 回 答	1	0.2

つた原因としては、夫の女性問題、怠惰癖、賭事及び経済問題を多くあげている。なお、ここに円満に行っていると感じた者のうちに、現在の夫との関係を「円満だ」と答えている者が40名あることは非常に注目されることである。

子供 これらの結婚生活により現在、子供のある者は既婚者の過半数である355名であるが、このほか未婚者で子供のある者が9名あるので、これと加えると対象者全体の27.8%にあたる364名の者が子供を持っていることになる。子供の数は、子供を持っている者の76.9%(280)が1人の子持ちであり、大体3人どまりとなつている。(第17表参照)

なお、子供たちの年齢が、その89.3%(442)まで幼児及び学令中の幼い子供であるため(第18表参照)実家や嫁家をはじめ親類や他人に預け面倒をみてもらっていることが多い。(第19表参照)

中でも実家に預けている場合が子供総数495名の50.3%(249)を占めているが、これらいつれの場合も、その養育費は母親である対象者たちが負担しているとみられる。(第20表参照)

第18表 子 供 の 年 令

年 令 別	実 数	%
総 数	495	100.0
1才未満	4	0.8
1才～5才	181	26.5
6～10	257	51.9
11～14	50	10.1
15～19	28	5.7
20才以上	13	2.6
不明	4	0.8
無 回 答	3	0.6

戸籍の届出 これらのすべての結婚のうち、戸籍の届出のあるいわゆる法律上の婚姻とみなされるものはその51.8%(356)であり、残り45.5%(313)は届出のないいわゆる内縁関係の結婚である。

家庭生活 また、夫との家庭生活の状況については、あまりうまくいっていないとみられる状態を答えている者が半数ある。家庭内に紛争のあ

第17表 子 供

項 目 別	実 数	%
総 数	1,313	100.0
小 計	364	27.8(100.0)
あ 1 人	280	(76.9)
2	55	(15.1)
3	17	(4.7)
4	6	(1.6)
5 人 以 上	5	(1.4)
無 回 答	1	(0.3)
な し	948	72.2
無 回 答	1	0.0*

註 1. 子供数についての%は、子供のある者364名を100%とじて算出した。
2. *印は0.1%未満

第19表 子 供 の 養 育 者

項 目 別	実 数	%
総 数	495	100.0
本 人	18	3.6
夫	40	8.1
実 家	249	50.3
嫁 家	50	10.1
親 類	38	7.7
他 人	60	12.1
他 人	13	2.6
の 他	24	4.9
不明	2	0.4
無 回 答	1	0.2

第20表 子供の養育費負担者

項 目 別	実 数	%
総 数	495	100.0
本 人	401	81.1
夫	31	6.2
実 家	18	3.6
嫁 家	13	2.6
そ の 他	32	6.4
不明	5	1.0
無 回 答	1	0.2

また、対象者自身が戸籍の面倒をみていると答えている子供のうち、7名が、母親とともに特飲店に起居しており、通学のかたわら特飲店の雑用をしているなどがあることは重視される問題である。

(5) 転落前の環境と売春に対する意識

対象者が売春婦となるまえに、この種の商売があることを知らされたり、影響をうけたと思われるいわゆる売春環境があつたかどうか、また、転落前には売春に対しどのような意識をもっていたかについて問取した。

転落前の環境 対象者の79.2%(1,046)が、親族や知人のうちに、特飲店、パンパン屋、待合、料亭など売春関係業種の経営者はなかつたといっており、特飲店従業員やパンパンについても、61.1%(816)の対象者が、そのような者は身近な人たちの中にいなかつたと答えている。(第21、22表参照)しかし、ほかではあるが近親者のうちに売春経営をしていた者があつたことや、売春婦の友人、近親者をもつて

第21表 転落前の環境における売春関係経営者の有無

項 目 別	実 数	%
総 数	1,320	100.0
小 計	270	20.5
あ 親 類	38	2.5
知 人	68	4.8
友 人	60	5.0
近 所	64	4.8
そ の 他	45	3.4
な し	1,046	79.2
無 回 答	4	0.3

第22表 転落前の環境における売春婦の有無

項 目 別	実 数	%
総 数	1,336	100.0
小 計	513	38.4
あ 親 類	45	3.4
知 人	22	1.6
友 人	333	24.9
近 所	84	6.3
そ の 他	29	2.2
な し	816	61.1
無 回 答	7	0.5

第23表 売 春 を 知 っ た 年 令

年 令 別		総 数	6才～11才	12才～14才	15才～19才	20才以上	不明	無回答
未婚別	実 数							
総 数	(%)	1,313	43	99	300	340	511	(1)
夫		684	17	47	174	235	201	(4)
小 計		629	26	52	126	105	310	(7)
既 婚		74	4	6	13	17	34	(4)
死 別		121	4	7	22	17	66	(6)
離 別		484	18	39	91	71	241	(3)

た者があることは、これらの者の今日の生活にその影響をうけた点が多分にあつたのではないかと察せられる。

なお、対象者たちが「売春」という商売のあることを知つたのは、これら環境以外によつた場合も勿論あつて、とにかく 59.5% (783) の者は 20 才に至るまでにこれを知つたと答えており、中には、小・中学校時代から既に知つていたといつてゐる者もある。(第23表参照)

売春に対する意識 また、転落するまゝの売春に対する意識として、対象者が、売春婦にどのような感情を抱いてゐたかについて聴取すると、第24表にあげるとおり、けがらわしい、汚らしいなどの嫌悪感をもつてゐた者は対象者の 25.2% (345) にすぎず、他は、同情感や羨望感あるいは何にも感じてゐなかつたといつてゐることが注目される。

第24表 転落前売春婦に対して抱いてゐた感情

項目別	実数	%
総数	1,364	100.0
可愛そうだ	358	25.9
羨し	49	3.6
なつてみたい	30	2.2
けがらわしい	250	18.3
汚らしい	85	6.2
前らしい	10	0.7
なんとも感じない	263	19.3
わからない	158	11.6
その他	158	11.6
無回答	8	0.6

第25表 転落直前の結婚状況

未婚別	実数	%
総数	1,318	100.0
未婚	774	59.0
既婚	536	40.8(100.0)
小計	122	(22.8)
有夫	115	(21.4)
死別	299	(55.8)
離婚	3	0.2

註 有夫、死別、離婚者の%は、既婚者536名を100%として算出した。

第26表 転落直前における夫の状況

項目別	実数	%
総数	122	100.0
同居	32	26.3
別居	30	24.6
入院	7	5.7
服役	13	10.7
行方不明	14	11.5
その他	6	4.9

たといつてゐることが注目される。

(6) 転落直前の状況

結婚状況 対象者たちが、はじめて売春婦に転落する頃、未婚であつた者は 774 名 (59%) であり、既婚者は 536 名 (40.8%) である。(第25表参照)

この既婚者の 77.2% にあたる 414 名は夫のいない者で、このうち夫と死別したいわゆる未亡人は 115 名 (既婚者の 21.4%)、夫と離別した者は 299 名 (既婚者の 55.8%) となつてゐる。有夫者 122 名 (既婚者の 22.8%) のうちにも、夫と別居中、夫が行方不明中あるいは服役中など離婚一步前の状態とみられる者が相当数あり(第26表参照)、有夫者といつても夫のいない状態に準じてゐた者がかなりあつた。なお、有夫の者は、転落後身上に変化が生じたとみられ、調査当時では、転落直前の状況に比べると、既に(1)の結婚の状況の項に述べたとおり、有夫者数がかかなり少なくなつてゐる。

また、未婚者のうち、転落前、既に処女を失つてゐたという者はその 55.2% (427) あつた。これらの者のうち 64.2% (274) は、20才前に恋人との恋愛により処女を失つたと答えており、相手の男性は殆ど日本人ではあるが、その関係はそのとき限りとなつてしまつたなど、非常に浅いものであつたようである。(第27、28、29、30表参照)

第27表 転落前に処女を失つてゐる者

項目別	実数	%
総数	774	100.0
処女	344	44.4
小計	427	55.2(100.0)
未婚	28	(6.9)
既婚	245	(57.4)
小計	38	(8.9)
有夫	12	(3.8)
死別	12	(7.7)
離婚	29	(6.9)
その他	41	(9.6)
無回答	4	(0.9)

註 1. 転落直前に未婚であつた者についてのみ聴取した。
2. () 内は処女を失つた理由。
3. 理由についての%は、処女でなかつた者 427 名を 100% として算出した。

第29表 相手の男

項目別	実数	%
総数	427	100.0
許婚者	21	4.9
恋人	202	47.3
従兄	4	0.9
親類の男	5	1.2
近所の男	37	8.7
月夜の男	51	12.0
知らない男	48	11.2
宿屋主	12	2.8
その他	39	9.1
無回答	8	1.9

就業状況 未婚既婚者とも、転落直前には就業してゐたという者が非常に多く、就職 72.6% (952)、家業の手伝 10.1% (132) となつてゐる。(第31表参照) これら家業には農業を手伝つてゐた者が多いが(第32表参照)、就職してゐた場合は、第33表にみるとおり全体の 20.7% (198) が工員、次いで旅館側

第31表 転落直前の状況

項目別	総数	学校へ行つてゐた	仕事に就いてゐた	求職中だつた	家事をしてゐた	家業の手伝をしてゐた	家でぶらぶらしてゐた	古物屋で働いてゐた	家出ししてゐた	その他	無回答
未婚別											
総数	1,310	11	952	45	31	132	44	14	58	21	27
(%)	(100.0)	(0.8)	(72.6)	(3.4)	(2.4)	(10.1)	(3.4)	(1.1)	(4.4)	(1.6)	(2.1)
未婚	774	11	575	21	14	80	28	9	12	6	14
小計	536	0	372	24	17	52	21	5	19	13	8
既婚	122	0	63	7	4	13	3	5	7	3	0
有夫	115	0	85	4	4	13	4	0	1	1	3
死別	299	0	209	13	9	26	14	5	10	0	5

第28表 処女を失つた年齢

年齢別	実数	%
総数	427	100.0
11才	1	0.2
12才	0	0
13才	0	0
14才	1	0.2
15才	9	2.1
16才	15	3.5
17才	46	10.8
18才	102	24.1
19才	99	23.2
20才以上	149	34.9
無回答	3	0.7

第30表 相手の男とのその後の関係

項目別	実数	%
総数	427	100.0
同棲した	22	5.1
時々関係したがそのままになつてしまつた	154	36.1
そのとき限りであつた	198	46.4
現在も関係を続けている	7	1.6
その他	39	9.1
無回答	7	1.6

第32表 家 庭 の 種 類

職 種 別	実 数	%
教 員	132	100.0
教 養 員	93	70.8
前 職 業	13	9.8
無 職	6	4.5
他	17	12.9
無 回 答	8	2.8

第33表 転落直前の職業

職 種 別	実 数	%
教 員	952	100.0
工 業 員	198	20.7
旅館料理屋女中	168	17.8
女 給	80	8.4
飲食店給仕	75	7.9
旅館女中	65	6.8
出 賃 員	58	6.1
店 員	42	4.4
雇 用	20	2.1
パチンコ屋店員	19	2.0
パチンコ一	14	1.5
看護婦	12	1.3
農業手	11	1.2
車 庫 手	7	0.7
電話交換手	7	0.7
通 信 員	4	0.4
守 衛	4	0.4
その他	3	0.3
その他	144	15.1
無 回 答	15	1.6
無 回 答	6	0.6

店関係に属していた者たちであつた。なお、この月収を家庭に送金していた者は就職者の 42.4%(404)であり、33%(314) は送金をしていないが、送金していなかった者の中には収入が少いため送金出来なかつたといつてゐる者が多い。

また、この就職で勤務先に住込んでいた者が 502 名 (52.7%) あり、これに転落直前に家出していた者 88 名を加えると、対象者全体の 41% にあたる 540 名の者が、売春婦となる直前は家庭から離れていたことになる。

(7) 転落の理由と当時の状況、意識

対象者たちが売春婦に転落しなければならなかつた理由、また、転落した当時の状況並びに意識について聴取したが、その結果は次のとおりである。

転落直前、女給、飲食店給仕の順位である。これらの職業によつて得ていた月収額は、就職当時の賃格面値により相当の差異があるが 3,000 円から 4,000 円までの者がもつとも多い。(第 34 表参照) 中には月収 30,000 円以上という者も若干みられるが、これも 10,000 円以上の収入は殆ど料理屋、飲食

第34表 転落直前の職業における月収額

金 額 別	実 数	%
総 数	982	100.0
500円 未 満	64	6.7
500円 ~ 1,000円	38	4.0
1,000 ~ 2,000	84	8.8
2,000 ~ 3,000	89	9.3
3,000 ~ 4,000	134	14.1
4,000 ~ 5,000	79	8.3
5,000 ~ 6,000	69	7.2
6,000 ~ 7,000	33	3.5
7,000 ~ 8,000	29	3.0
8,000 ~ 9,000	21	2.2
9,000 ~ 10,000	12	1.3
10,000 ~ 15,000	33	3.5
15,000 ~ 20,000	16	1.7
20,000 ~ 25,000	6	0.6
25,000 ~ 30,000	1	0.1
30,000 円 以 上	4	0.4
不 明	200	21.0
無 回 答	50	5.3

転落の理由 売春婦に転落しなければならなかつた理由としては、本人並びに親類が語つた転落の事情はじめ対象者の経歴、性格、家庭内の諸事情等を総合的に判断し考察した結果、1人について間接、直接の理由と考えられる事項がいくつがあげられた。そのあげられた事項の中には、互に原因となり結果となつておなじ重みであるため一つにしぼることが難しい場合もあり、このようなときには、いづれをもその理由とすることとしている。

以上のようにして、対象者たちが売春婦となつた理由をまとめた結果、第 35 表に示すとおり対象者の 82.4% にあたる 1,083 名の者は経済的理由が転落の理由の一つとなつてゐる。このほか不良性、自暴自棄、退学など本人に問題があつたとみられる者 24% (316)、家庭内の不和、不遇な境遇、あるいは両親の素行などに問題があつた者 9.9% (131)、親や夫などに強要されて売春婦となつた者 6.3% (83)、甘言にのせられた者 3.2% (43) となつてゐるが、これらの理由は互に幾つが組合わされてゐることが多く、とくに経済的理由とあわせもたれてゐる場合が多くみられる。

の経済的理由による場合は、殆ど貧困家庭であるように見受けられる。しかし、弟妹を高校等に進学させる学費、あるいは本人並びに姉妹の嫁入仕度、結婚費用、簡売の資本、家屋の新改築費を稼ぎ出すためなどの理由で転落している者もあり、また、日常生活の慢性的貧困からのがれるため転落した者があるなど転落しなければならぬ程さし迫つた状態であつたとはみられず、むしろ本人や家庭の意識に問題があつたと思われる者も相当数含まれてゐる。

売春婦になることを強要された者のうち、過半数は親に売られており、また、本人に問題があつた者の中には、すべての環境などから判断して転落する必然の理由が見当たらないにもかかわらず、本人も何んともなく転落してしまつたと答へている理由不明の者がかなりあることは、ともに注目されることである。

転落時の年齢 対象者がはじめて売春婦となつた年齢は、20 才から 24 才までがもつとも多く、45.1% (593)、次いで 15 才から 19 才の 26.7% (350) であり、30 才代以上になるとその比率は激減してゐる。(第 36 表参照)

第35表 転 落 の 理 由

項 目 別	実 数	%
調 査 対 象 者 総 数	1,083	100.0
(転 落 理 由 総 数)	(1,668)	
小 計	1,083	82.4
経済的理由によつて	814	20.9
日常生活の困窮、失業、事業失敗、死亡、病氣	126	4.1
夫 死 離 別	(97)	16.0
借金 の 返 済	117	8.2
家族 の 医 療 費	113	8.6
子 弟 養 育	137	10.4
そ の 他	79	6.0
小 計	63	6.3
親 に 売 ら れ た	49	3.2
情 夫 に 売 ら れ た	7	0.6
夫 に 売 ら れ た	6	0.6
その他の者に売られた	7	0.6
買 主 の 強 制	11	0.7
売 春 婦 である姉に連れられ	3	0.3
小 計	31	2.8
家 庭 不 和	66	5.0
家 庭 不 遇	46	3.6
そ の 他	19	1.4
甘 言 に の せ ら れ て	43	3.2
小 計	316	24.4
不 良 性	99	7.6
失 恋、破 談 の た め や け ね り	35	2.7
戦 場、土 地 に い ず れ の た め	15	1.1
収 入 を 多 く し た い た め	61	4.2
よ い 着 物 が 着 た い た め	46	3.2
理 由 不 明	60	4.2
不 明	11	0.9

註 1 人につき、転落理由とみなされる事項が以上あつた場合は、それぞれ該当欄に算入した。したがつて合計は100%をこえる。

第43表 売春を知らずに転落した者

項目別	実数	%
総数	1,313	100.0
知っていた	1,026	78.1
知らなかった	246	18.7
たまされた	39	2.7
無回答	7	0.5

第44表 売春を承知で転落した者の当時の意識

項目別	実数	%
総数	1,026	100.0
いやだが収入を得るためには仕方ない	447	43.5
収入が多いからよい	178	17.3
面白い	16	1.6
なんとも感じない	138	13.5
その他の他	210	20.5
無回答	37	3.6

定する者は当時家庭が貧しかったという者(後述)に随く、その81%にあたる792名の者が、家庭が貧乏であるとき売春婦となつて家族を救うことを、当然もしくは仕方ないことであるといひきつている。(第45表参照)

(8) 転落当時の家庭の状況

売春婦となつた頃の対象者の家庭の家族や生活は、どのような状態であつたか。

家族 対象者1人で家族が全然なかつたという者が47名(3.6%)があるが、3人から4人の家族をも

第46表 転落当時の家族数

項目別	総数	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明	無回答
総数	1,310	47	119	173	197	106	148	158	106	68	47	37	5	19
(%)	(100.0)	(3.6)	(9.1)	(13.4)	(14.9)	(14.2)	(11.3)	(12.1)	(8.1)	(5.2)	(3.6)	(2.8)	(0.2)	(1.5)
未婚	774	24	59	61	112	113	82	113	73	45	36	22	3	15
小計	536	23	56	91	86	73	66	45	38	26	12	15	0	4
有夫	122	2	21	30	17	9	19	8	9	1	1	5	0	2
死別	115	6	12	28	23	14	7	10	4	8	1	2	0	0
離別	299	15	33	33	45	50	40	27	26	14	10	10	0	2

第45表 家庭が貧しい場合、売春婦となつて家族をたすけることについての意識

項目別	実数	%
総数	289	100.0
拒否したがやめられなかつた	17	(6.0)
やめたいと思つたが、借金にしばられざるを得ない	36	(12.5)
送金その他の経済的必要からあきらめた	23	(7.9)
助けられないと思つてあきらめた	87	(30.4)
仕方がなかつた	50	(17.3)
ひどい病気だと思つた	22	(7.7)
その他	80	(27.7)
無回答	34	(11.9)

第45表 家庭が貧しい場合、売春婦となつて家族をたすけることについての意識

項目別	実数	%
総数	978	100.0
当然である	220	22.5
仕方ない	572	58.5
よいことではない	121	12.4
その他の他	47	4.8
無回答	18	1.8

註 転落当時、家庭が貧しかった者と答えた者についてののみ聴取した。

つていたという場合がもっとも多く、その家族のあつた者が187名(14.9%)、4人が185名(21.3%)となつてゐる。しかし、中には、兄弟姉妹の多い多子家庭で生活してゐるとみられる者もある。(第46表参照)

生活状態 当時の家のくらしむきについては、ちくだつたという者は少く、74.6%(978)の対象者が貧乏であつたといつてゐる。そしてその74.1%(725)は、その日暮しの状態や親類の援助、生活保護をうけて生活してゐた。(第47表参照)

第47表 転落当時の家庭の経済状態

項目別	総数	ともどもあつた	家だつた	普通だつた	貧乏だつた	食ふには困らない程度	その日暮しの援助	生活保護	不明	無回答
未婚	774	0	34	18.7	74.6	(100.0)	(25.9)	(64.4)	(3.8)	(5.9)
小計	536	2	15	108	387	106	249	17	15	3
有夫	122	1	2	19	92	24	51	3	4	4
死別	115	1	5	14	90	18	98	9	5	0
離別	299	0	8	75	206	64	180	8	6	10

註 貧乏の状態別についての%は、貧乏だつた者978名を100%として算出した。

なお、転落当時、対象者が生計の中心となつてゐたという者は465名あり、全体の35.8%を占めてゐるが、これは既婚者に比較的多い。(第48表参照) 未婚者で生計の中心であつた者227名のうち、63.9%(145)は長女であつた。また、有夫者のうち、対象者が生計を負担してゐたという者が69名あり、夫が負担してゐた者に比べはるかに多くなつてゐるが、これは、さきに述べた転落直前の夫の状態の悪化となり、生活をともにしてゐない者が70名(有夫者の57.4%)あつたことや、同居してゐても生活能力のないと考えられる者が含まれてゐたためと思われる。

第48表 転落当時の家庭の生計中心者

項目別	総数	親	男・姉・夫	兄弟姉妹	祖父・祖母	子供	その他	本人	不明	無回答
未婚	774	428	0	71	5	0	10	227	3	38
小計	536	162	0	60	0	1	6	288	0	19
有夫	122	35	2	25	6	0	0	59	0	8
死別	115	25	2	12	0	1	1	71	0	0
離別	299	112	1	16	42	0	0	109	2	13

(9) 売春経歴

経歴年数 まず、対象者たちの売春婦としての経歴年数を見る。第49表に示すとおり、51.2%(671)

の者は8年未満となっている。しかし、中には10年をこえる者もあり、20年以上、あるいは小学校卒業と同時に現在まで25年間働いているという者もある。

なお、この期間中、特設街を転々としてきたという者も見受けられるが、しかし69.1% (778) の対象者は、現在の赤線で最初から働いていたと答えている。(第50表参照)

現在の収入額 また、最近の稼高については、第51表にあげるとおり月に10,000円から20,000円未満に入るという者がもつとも多く39.3% (515) を与え、20,000円から30,000円というのが29.2% (883) でこれに次いでいる。

第49表 売春経験年数

年数別	実数	%
総数	1,313	100.0
1年未満	208	15.8
1～2	246	18.8
2～3	222	16.9
3～4	210	15.9
4～5	130	9.9
5～6	84	6.4
6～7	66	5.0
7～8	40	3.0
8～9	17	1.3
9～10	12	0.9
10年以上	34	2.6
不明	1	0.1
無回答	48	3.7

第50表 働いていた特設街数

項目別	実数	%
総数	1,313	100.0
1か所	278	21.2
2	299	22.8
3	94	7.2
4か所以上	47	3.6
不明	1	0.1
無回答	94	7.2

第51表 現在の月収額

金額別	実数	%
総数	1,313	100.0
10,000円未満	128	9.7
10,000～20,000	515	39.3
20,000～30,000	383	29.2
30,000～40,000	152	11.6
40,000～50,000	57	4.3
50,000円以上	24	1.8
不明	38	2.9
無回答	16	1.2

注 調査前月の稼高中、手取額を現在の月収額とした。

(10) 家族との連絡状況

親族とみられる者が全くない天涯孤地の境遇の者も88名あるが、殆どは、実家や前家先などの近親者をもっている。

売春婦となつてゐることを家族に知られている者 これらの対象者の中で、家族に売春婦となつてゐることを全然知られていないという者が28.1% (303) あるが、未婚者何れも家族に知られているという場合が多い。しかし、家族に知られているといつても、それは両親や兄妹など一部の家族であることが多く、家族の全部に知られているという者は28.9% (379) にすぎない。(第52表参照) この売春婦となつてゐることを知られている対象者の中には、家族から黙認されているという者が多く、反対されている者は僅か12.8% (118) 程度にすぎず、むしろ中には賛成、放任あるいは強要されているといつてゐる。(第53表参照)

第52表 売春婦となつてゐることを家族に知られている者

未既婚別	項目別	総数	知 っ て い る				知らない	家族なし
			小計	家族の全部	家族の一部			
総数	実数 (%)	1,313 (100.0)	922 (70.2)	379 (28.9)	543 (41.3)	308 (23.1)	88 (6.7)	
未婚	未婚	684	508	216	292	128	48	
	小計	629	414	163	251	175	49	
既婚	有夫	74	55	14	39	21	9	
	死別	121	69	23	46	37	15	
	離別	434	292	126	166	117	25	

第53表 売春婦に対する家族の態度

未既婚別	項目別	総数	強要している	賛成している	放任している	黙認している	反対している	その他	無回答
総数	実数 (%)	922 (100.0)	5 (0.5)	74 (8.0)	55 (6.0)	461 (50.0)	118 (12.8)	117 (12.7)	92 (10.0)
未婚	未婚	508	4	54	33	239	61	65	42
	小計	414	1	20	22	222	57	52	40
既婚	有夫	55	0	2	2	28	6	12	8
	死別	69	0	5	1	35	7	9	13
	離別	292	1	13	19	159	44	21	25

家族からの便り また、大部分の対象者には、こ

れらの家庭から手紙などの便りが来るもようである(第54表参照)。その内容には送金に関することが圧倒的に多いと答えている。しかし、約30名の者が、いつも家庭から「更生せよ」と厳しく促してくると述べている。

帰郷 なお、対象者の半数は、家に時々もしくはしょっちゅう帰るといつており、家に帰つた場合、

家族は非常に大切にしてくれるといつてゐる者が多い。(第55、56表参照)

第54表 家族からの便り

未既婚別	項目別	総数	しょっちゅうある	時々ある	殆どない	その他	家族なし
総数	実数 (%)	1,313 (100.0)	294 (22.4)	690 (52.5)	169 (12.9)	72 (5.5)	88 (6.7)
未婚	未婚	684	153	382	80	21	48
	小計	629	141	308	89	31	40
既婚	有夫	74	17	36	9	12	8
	死別	121	28	68	14	7	15
	離別	434	98	209	66	38	25

第55表 帰郷

未既婚別	項目別	総数	しょっちゅう帰る	時々帰る	殆ど帰らない	全然帰らない	その他	家族なし
総数	実数 (%)	1,313 (100.0)	123 (9.3)	531 (40.4)	264 (20.1)	234 (17.8)	71 (5.4)	88 (6.7)
未婚	未婚	684	44	283	155	125	29	48
	小計	629	81	248	109	109	42	40
既婚	有夫	74	11	21	20	12	10	8
	死別	121	16	51	15	24	9	15
	離別	434	54	176	74	70	32	25

第56表 実家に帰ったときの家族の態度

項目別	総数	大切に する	普通	冷淡	その他	無回答
総数	656	432	189	18	17	32
(%)	(100.0)	(65.9)	(24.2)	(2.4)	(2.6)	(4.9)
未婚	327	218	72	12	10	15
小計	329	214	87	4	7	17
有夫	32	15	13	0	2	2
死別	67	45	16	1	1	4
離別	230	154	58	3	4	11

(293) まだが毎月もしくは隔月の定期送金で、その金額は第59表にあげるとおり1か月当り2,000円から6,000円の範囲内に多くなっている。不定期ではあるが1年に何回か送ったことがあるという者104名(25.7%)の昨年1か年の送金合計額は、第60表にみるとおり大部分が30,000円以内となつて

第58表 仕送先

送金別	総数	家族	実父	実母	夫	子供	養父	養母	兄弟姉妹	その他	無回答
総数	598	168	41	94	3	49	2	5	19	9	18
(%)	(100.0)	(40.7)	(10.3)	(23.6)	(0.8)	(42.3)	(0.5)	(1.3)	(4.8)	(2.4)	(8.3)
未婚	222	92	28	66	-	5	2	1	14	6	8
小計	176	71	13	28	3	44	0	4	5	3	5
有夫	24	12	1	2	3	5	0	0	0	1	0
死別	26	9	0	5	1	11	0	0	1	0	0
離別	126	60	12	21	2	28	0	4	4	2	5

計 家族とは、特兄のものではなく、親、兄弟など含めた家族全体に対して送金している割合をいふ。

第59表 定期送金者の一か月送金額

金額別	実数	%
総数	293	100.0
1,000円未満	4	1.4
1,000～2,000	17	5.8
2,000～3,000	37	12.6
3,000～4,000	36	12.3
4,000～5,000	31	10.6
5,000～6,000	48	16.4
6,000～7,000	25	8.5
7,000～8,000	12	4.1
8,000～9,000	18	6.1
9,000～10,000	6	2.0
10,000円以上	58	19.8
不明	1	0.3

仕送り 家庭への送金については、本人並びに家庭の双方から聴取することの出来た対象者594名について、両者の回答を総合して分析した。その結果送金している者が67%(398)を占めており、両親兄弟姉妹など含めた家族をはじめ、未婚の場合は実母に、既婚の場合は子供に多く送金している。(第57、58表参照) 送金の形態としては、その74%

第57表 仕送り

項目別	総数	送っている	送っていない
総数	594	398	196
(%)	(100.0)	(67.0)	(33.0)
未婚	334	222	112
小計	260	176	84
有夫	32	24	8
死別	32	26	6
離別	196	126	70

第60表 不定期送金者の一か年送金合計額

金額別	実数	%
総数	104	100.0
1,000円未満	20	19.2
1,000～10,000	13	12.5
10,000～20,000	25	23.1
20,000～30,000	20	19.2
30,000～40,000	9	8.7
40,000～50,000	2	1.9
50,000円以上	1	0.9
不明	2	1.9
無回答	2	1.9

計 調査年度分送金合計額について聴取した。

いる。そして、これらの送金によって扶養している者は、未婚者よりも1人から3人程度が多い。(第61表参照)

第61表 扶養者数

項目別	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不明
未婚	398	80	62	41	32	17	19	149
(%)	(100.0)	(20.1)	(15.6)	(10.8)	(8.0)	(4.8)	(4.8)	(37.4)
未婚	222	80	28	20	24	10	13	102
小計	176	50	39	21	5	3	4	47
有夫	24	5	8	4	0	0	1	6
死別	26	8	17	3	1	1	0	1
離別	126	37	19	14	7	6	5	40

(1) 更生の問題と意識

対象者の94.4%(1,239)は、売春防止法が国会を通過したことを知っていたが、なお、調査実施当時同法が成立後約4か月を経過しているにも拘らず、現在の商売が今後できなくなり、おそくもあと1年半足らずで更生しなければならないということを知らず、調査員に聞かされてはじめて知ったという者が68名(5%)もあつた。したがって、未だ真摯に更生の問題を考えていない者もあつたが、聴取した結果は次のとおりである。

更生の意思 「今後どうするつもりか」との問いに対して、「やれる間は続ける」「更生についてはまだ考えていない」と日和見的な態度の者や、「やれなくなつても続ける」といひざる対象者もあり、前者は未婚者、後者は死離別者が多く答えている。(第62表参照) しかし、更生したいとの意思を調査員に述べた対象者は667名で全体の50.7%を占めているが、既にそのうち171名(対象者の13%)の対象者は、就職先を知人に依頼するなど更生しようと努力しており、更生の妨法が具体化して近い将来には更生の見通しのできているという者もあり、既に32名の者は、第二次調査のため調査員が観許を訪問した際、家庭に復帰し更生していた。

第62表 更生の意思

項目別	総数	更生の 決定あり	更生し たい希 望	やれる 間は続 けたい	やれな くなつ ても続 けたい	考えて いない	その他	無回答
未婚	398	109	558	236	135	132	39	54
(%)	(100.0)	(6.3)	(42.1)	(18.0)	(10.8)	(10.1)	(5.0)	(13.7)
未婚	222	56	273	142	49	36	51	16
小計	176	68	285	94	86	46	23	30
有夫	24	12	28	15	2	7	2	1
死別	26	8	50	8	28	13	3	6
離別	126	33	207	71	55	26	11	20

更生方法 対象者に対する措置方法を希望する点、これらの者は、今後どのような生活手段で更生することを望んでいるか問へてみると、結婚をのぞく者がなつとも多く、家庭復帰、商売、転職がほぼ等しくこれに次いでいる。(第63表参照)

第63表 更生の方法

項目別	総数	就職した	商売した	家庭復帰した	結婚した	その他	方法はわからない
未婚別							
総数	726	120	121	121	162	98	108
(%)	(100.0)	(16.5)	(16.7)	(16.7)	(22.2)	(13.5)	(14.8)
未婚							
小計	662	56	41	63	97	39	56
有夫	373	64	80	58	65	59	49
死別	45	9	6	14	-	12	4
離別	60	13	20	6	9	6	6
既婚	268	42	54	38	56	41	37

注 更生の意思ある者 667 名が希望している更生方法のすべてについて聴取した。

この結婚によつて更生したいという者は、未婚者、離別者に多く死別者には少ない。なお、当時、389 名(有夫者を除く対象者の 31.4%)の者が、現在、結婚の話があるといつているが、その相手の男性と結婚できる確信がもてる者はそのうち 150 名(39%)であった。

対象者が家庭に帰ることについては、37.4%(492)の者が実家(この場合は、両親のいなくなった生家を指す)へ、また 11.8%(155)の対象者は両親のもとへ帰ることを望んでいる。(第64表参照)

しかし、これらの家庭で果して喜んで迎えてくれるかどうかについて、自信のもてる対象者は 55.3%

第64表 希望する家庭復帰先

続柄別	総数	親	夫	実家	婚家	親類	その他	不明	無回答
未婚別									
総数	1,313	155	14	492	5	22	354	54	217
(%)	(100.0)	(11.8)	(1.1)	(37.4)	(0.4)	(1.7)	(27.0)	(4.1)	(16.5)
未婚									
小計	684	98	-	263	-	18	164	18	126
有夫	629	62	14	229	5	4	190	36	89
死別	74	7	14	17	4	0	17	0	15
離別	121	9	-	38	0	0	49	12	13
既婚	434	46	-	174	1	4	124	24	61

注 「実家」とは、父母のない生家をいう。

(726)程度で、残る者は家族の態度に不安を抱いているように見受けられ、一部には明らかに歓迎されないことを察知している者があつた。(第65、89表並びに第2次調査結果(6)の項参照)

なお、就職を希望する者は既婚者、ことに死離別者に多い。対象者で何らかの特技のある者は 232 名(17.7%)で、中には、理容師、栄養士、美容師、保健婦、看護婦、助産婦、保育、電話交換手、タイピスト等の有資格者もあるが、特技の大部分は、和洋裁、絹物をあげる者が多い。また、月収としては 10,000 円から 15,000 円程度を望む者がもつとも多く、5,000 円未満でよいという者もある一方、30,000 円以上なければ困るといつている者もあることは注目されることである。(第66表参照)

第65表 家庭復帰の際予想される家族の態度

項目別	総数	よるこ んでく れる	あまり よい顔 をしない	冷淡に する	嫌がる	家に入 れてく れない	家には 帰らない	無回答
未婚別								
総数	1,313	726	109	17	16	7	165	223
(%)	(100.0)	(55.3)	(8.3)	(1.3)	(1.2)	(0.5)	(12.6)	(20.8)
未婚								
小計	684	387	54	9	9	3	86	126
有夫	629	339	55	8	7	4	79	137
死別	74	45	2	2	1	3	19	11
離別	121	71	12	0	0	0	1	23
既婚	434	228	41	6	6	1	58	95

既婚者のうちには商売を開業することを希望する者が多い。対象者たちが商売を望む場合、その業種には第 67 表にあげたとおり種々あるが、料理屋、飲屋などの希望がもつとも多く、これは、他の業種に比べて経験のある者がかなり多くなつている。しかし、対象者で開業の際の資金都合ができる者は 179 名で、13.6%程度であり、半数以上の 67.2%(882)の者は資金がないと答えている。

第66表 就職の際の希望月収額

金額別	実数	%
総数	1,313	100.0
5,000 円未満	32	2.4
5,000 ~ 10,000	298	22.7
10,000 ~ 15,000	358	27.3
15,000 ~ 20,000	178	13.6
20,000 ~ 25,000	140	10.7
25,000 ~ 30,000	20	1.5
30,000 円以上	37	2.8
不明	98	7.5
無回答	155	11.8

第67表 希望する商売

項目別	総数	%
総数	1,313	100.0
特飲店	2	0.2
水商売(料理屋、飲屋)	192	14.6
菓子、果物屋	77	5.9
小間物、化粧品店	67	5.1
美容、理容院	24	1.8
和洋裁仕立業	36	2.7
その他	154	11.7
無回答	261	19.9

2. 第2次調査結果 (親許実態調査)

第1次調査では売春婦を対象にかなり詳しい質問、調査を行つたが、この回答を裏付け、なおかつ売春婦本人には聞くことが出来なかつた事項や、親許を訪問しなければ把握できない問題についてその親許調査を行つた。

この親許の把握については、第1部の「調査の概要」の項で述べたとおり、第1次調査の対象となつた売春婦 1,313 名の親許を対象とし、基準に従い売春婦より親許とすべき家庭の氏名、現住所を聴取した。さらにこれを業者事務所に備えられた戸籍抄本等と照合したのち、現地市区町村役場に居住届を出した。しかし、売春婦の回答に偽りがあつたり、また、親許が居住を移転して親許の現住地把握に困難なものもあつたため、親許の住所が把握できたのは 779 世帯(第1次調査の対象となつた売春婦の 59.3%)であつた。第一次調査対象者(売春婦)の働いていた府県と親許の所在する府県の関連は第68表のとおり

[illegible][illegible]

である。このほか、第1次調査の対象となつた売春婦の中には、全く親族をもたない境遇の者も88名（第1次調査の対象となつた売春婦の7%）あることが確認された。

これらの親許の現住地は、前述のように全国各県にわたっており、売春婦の働いている府県と親許の府県が他県にまたがるのがかなり多かつたが、婦人少年室間で連絡をとりこの調査を実施した。しかし、調査期が冬期にわたり、降雪などのため交通機関が途絶して現地に行くことが不可能な場合や、あるいは訪問の際、回答の可能な家族が不在であつたり、また、回答を拒否し調査が出来なかつたものもで、第2次調査を実施することができた親許は、第1次調査の対象となつた売春婦の親許の45%にあたる594世帯であつた。

なお、売春婦と親許の調査事項には重複する点もあるが、両者の調査結果をみることによつてはじめて転落並びに更生の問題点の所在を明らかにすることができると考え、ここにその結果をとりまとめた。また、転落の理由並びに送金関係については、既に売春婦調査結果のまとめにあたり、売春婦と親許の回答を総合し分析したので、この項については省略することとする。

（1）親許に関すること

対象となつた親許の世帯主、面接者、並びに職業、家族数は次のとおりである。

世帯主 親許の44.1%（262）は第1次対象者の実父が世帯主となつており、実母がこれに次いでいる。（第69表参照）

第69表 親許の世帯主

続柄別 未婚婚別	総数	実父	実母	継父	継母	養父	養母	男	姉	祖父	祖母	父	兄弟	姉妹	伯叔父	伯叔母	その他
総数	594	262	159	15	8	5	7	3	2	0	4	7	94	3	10	3	12
未婚	334	147	104	11	6	3	4	—	—	0	4	—	43	2	4	2	4
既婚	260	115	55	4	2	2	3	3	2	0	0	7	51	1	6	1	8
未婚	32	9	8	0	0	0	0	1	2	0	0	7	4	0	1	0	0
既婚	32	5	13	0	1	0	0	1	0	0	0	—	7	1	1	0	3
離婚	196	101	34	4	1	2	3	1	0	0	0	—	40	0	4	1	5

註 続柄は、第1次対象者との続柄である。

第70表 親許被面接者

続柄別	実数	%
世帯主	262	44.1
兄弟姉妹	160	26.9
子	24	4.0
その他	21	3.5
その他	23	3.9

註 続柄は親許世帯主との続柄である。

面接者 また、調査の際、世帯主に面接できたのは53.3%（316）であつて、他は世帯主の妻、親、兄弟、子供などにあたる人々であつた。（第70表参照）

職業 親許の生計の中心となつてゐる職業は、第71表のとおり、農業、日雇、工員、職人の順で多いが、家庭内に1人も働いてゐる者がない「無職」の家庭が94世帯あり、親許の15.7%を占めてい

ることが注目される。

家族数 また、これらの親許は、4人家族というのが一番多い。（第72表参照）しかし、第1次対象者が未婚もしくは離別者の場合の親許には、可成り大勢の家族をもつ家庭も多く、訪問した際、とくに多子家庭との印象をうけたものが少くない。

第71表 親許の職業

職業別	実数	%
総数	594	100.0
農業	79	13.3
日雇	65	10.9
工員	52	8.8
職人	44	7.4
商人	42	7.1
店主	28	4.7
夫	26	4.4
業	22	3.7
行	20	3.4
店	14	2.4
雑	14	2.4
坑	9	1.5
場	8	1.3
工	7	1.2
露	6	1.0
土	6	1.0
建	6	1.0
業	5	0.8
手	5	0.8
運	4	0.7
外	4	0.7
交	4	0.7
員	4	0.7
女中	4	0.7
家	3	0.5
教	3	0.5
婦	3	0.5
旅館	3	0.5
料理屋	2	0.3
飲食店	2	0.3
プ	2	0.3
ロ	2	0.3
カ	2	0.3
その他	30	5.1
職	94	15.7
無	18	3.0
明	18	3.0

第72表 親許の家族数

項目別 未婚婚別	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	不明
総数	594	37	74	83	104	90	80	52	34	23	13	1
未婚	334	20	39	51	57	45	50	29	19	14	10	0
既婚	260	17	35	32	47	45	30	23	15	9	6	1
未婚	32	3	5	6	6	4	3	2	0	0	2	0
既婚	32	2	7	2	7	8	1	3	2	0	0	0
離婚	196	12	22	24	34	33	26	18	13	9	4	1

（2）生活状態

経済状況 対象家庭の現在のくらしむきは、第1次対象者のこんごの更生に大きな影響をもつと思われ、面接者の56.9%（338）の者が生活の苦しいことを語り、その事情として生計の支柱者の病気や死亡、また子供が多すぎることや、もともと貧乏であつたことなどをあげている。（第73、74表参照）そして、その自着しの状態を援助をうけなければどうしてもやつていけない食へるより困るような困窮状態

第73表 親許のくらしむき

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
非 常 に 困 窮	5	0.8
困 窮	31	5.2
普 通	209	35.2
小 計	338	56.9
食べるには困らない程度	125	21.0
その日暮らし	192	32.6
援助を受けなければつて行けぬ	61	10.3
無 回 答	11	1.9

を訴えている家庭は、そのうち 213 世帯 (35.9%) であつた。

なお、これらの家庭の1か月に必要な生活費については、第75表に示すとおり過半数の世帯が20,000円までの金額をあげており、これをこえる金額を入用としている家庭は 85 世帯 (14.3%) であつた。この生活費は、前述した家族数とも関連し考えられることであるが、この金額を、現在、家庭にいる家族の収入ではまかないきれず、親類その他の援助を受けたり借金したりしているといっている家庭が 203 世帯

第75表 親許の一か月の生活費

金 額 別	実 数	%
総 数	594	100.0
5,000 円 未 満	29	4.9
5,000 ～ 10,000	119	20.0
10,000 ～ 15,000	150	25.3
15,000 ～ 20,000	94	15.8
20,000 ～ 25,000	50	8.4
25,000 ～ 30,000	19	3.0
30,000 ～ 35,000	10	1.7
35,000 ～ 40,000	2	0.4
40,000 円 以 上	5	0.8
無 回 答	68	11.5
無 回 答	49	8.2

第76表 親許の住居

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
自 家	323	54.4
借 居	194	32.7
他家においてもらつて特定された部屋なし	42	7.0
無 回 答	27	4.6

である。また、家族の顔色、家屋内等の清潔についても、普通もしくはそれ以上と観察された割合がそれ

第74表 貧乏になつた理由

項 目 別	実 数	%
総 数	407	100.0
飢 餓	30	7.4
引 揚	9	2.2
天 災	4	1.0
生計主たる者の死亡	174	42.5
生計主たる者の病	66	16.2
生計主たる者の失職	51	12.5
家族の病	22	5.4
子供が多過ぎる	58	14.3
もとから貧困	54	13.3
その他	50	12.3
無 回 答	6	1.5

(34.2%) がある。しかし、このうちで生活保護を受けている家庭は 37 世帯である。保護を受けていない親許のうちには、どのように困つても役所の世話になることや生活保護をうけたくないと断言している家庭が82世帯 (非生活保護困難世帯の 49.4%) みられる。

また、借金のある家庭は 241 世帯で対象親許の 40.6% を占めているが、一方、貯金のある比較豊富かとみられる親許も 85 世帯 (14.3%) あつた。

住居 なお、親許家族の住む家屋は 54.4% (323) まだが自家であつて、間借をしているというような状態は少ないが (第76表参照)、調査員の観察によると、粗末な住居であるとの見方をしている割合がかなり多い。

調査員の観察 親許家族の衣類について調査員の観察したところによると、82.1% (488) の世帯が、まず普通もしくは非常によかつたという観察をされ

それ 70.4% (419) であつて、非常に不健康な、また不衛生な家庭とみられたものは30%程度であつた。

総合的にみた生活程度 また、現在のくらしむきについて、「普通」または「食べるには困らない程度」と答え、なんとかやつていると思われた普通の家庭であつても、調査員が總ての状況から判断した場合、これにきわめて生活程度の低い家庭と判定した場合が多く、75.4% (448) の世帯が中の下以下の生活であるといっている。

(3) 親許からみた第1次対象者

売春婦となつている家族すなわち第1次対象者について、親許では、次のように一般に好感を持つていないように見受けられた。

性格 その子供の頃からの性格については、「素直でおとなしい」といつている場合が圧倒的に多く

(第77表参照)、金づかいについても荒かつたとみる者は少い。また、第1次対象者から何時も心配をかけられていたといっている親許が84名 (14.1%) あるが、この心配ごとの内容としては、殆どが男性との問題をあげている。

学業成績 なお、学校の成績については、良かつたというもの、悪かつたというものそれぞれ同程度であり、まず普通と答えている場合が対象者の51.2% (304) を占めている。(第78表参照) そして、学校へは休まずに通学したといっている場合が多い。(第79表参照)

第78表 第1次対象者の学業成績

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
非常によかつた	21	3.5
よい方だつた	93	15.7
普通	304	51.2
悪い方だつた	95	16.0
とても悪かつた	18	3.0
その他	26	4.4
無 回 答	87	14.6

(4) 第1次対象者が転落した当時の家庭の態度

第1次対象者が売春婦となつていることを、親許調査の面接者の 80.8% にあたる 480 名は既に承知していた。(第80、81表参照)

転落時から知つていた家庭 そのうち、転落する当初から知つていたという者は 287 名 (59.6%) であ

第77表 第1次対象者の子供の頃の性質

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
明朗、人に好かれた	44	7.4
素直、おとなしい	262	43.8
親、兄弟、祖父母	48	8.1
勝 舞	74	12.5
反抗的、我儘	50	8.4
派手好み	10	1.7
素行が悪い	3	0.5
その他	39	6.6
無 回 答	64	10.8

第79表 第1次対象者の通学状況

項 目 別	実 数	%
総 数	594	100.0
全然休まない	110	18.5
殆ど休まない	262	44.1
ときどき休んだ	127	21.4
殆ど学校へ行かない	27	4.5
全然学校へ行かない	7	1.2
無 回 答	61	10.3

第80表 第1次対象者が売春婦となつて
いることを知っている親許

項目別	総数	売春婦であることを知っている	売春婦であることを知らない	無回答
総数	594	480	111	3
未婚	334	269	65	0
既婚	260	211	49	0
有夫	32	26	6	0
死別	32	27	5	0
離別	196	158	38	0

るが、これらの者は、当時、家族が売春婦となることについて殆ど是認的な態度をとっており、反対している者は僅か 31 名にすぎない。(第82表参照)そして、そのような窮迫状態を、他人や公の機関に相談し救いをもとめたという者はごく少数であつた。なお、その際、約 100 名の親許が前借してそれを生活費や借金返済にあてたといっている。

途中で転落を知った家庭 売春婦に転落したことを知らず、あとでそれを知ったという者は 197 名(転落を承知していた家庭の 40.4%)であるが、この場合にも、連れ戻しに努力したり、また警察等に訴えたという者は意外に少く、これを是認してしまつている場合が多い。(第83表参照)

全然転落を知らなかつた家庭 また、調査員に話されてはじめて家族で売春婦となつていいる者があることを知つたという者 111 名(対象家庭の 18.7%)のうちに、いままでの第1次対象者の行動に妙だと思ふことがあり、うすうす感づいてたといっている者が 20 名ある。

第82表 第1次対象者が転落した当
時の親許の意識

項目別	実数	%
総数	264	100.0
かまわな	29	11.0
親許に置くよりましだ	5	1.9
困った時は仕方ない	99	37.5
可愛だが経済的には仕方がない	62	23.5
反対した	31	11.7
その他	38	14.4

(5) 第1次対象者との連絡状況

前述したように、第1次対象者から聴取したところによると、家庭との連絡はかなり頻繁で、とくに家庭から売春婦となつていいる家族に便りのくることが多いようであつた。なお、ここでは、家庭側から第1次対象者の帰郷、通信等について次のように聴取した。

第1次対象者からの便り 売春婦となつていいる家族から家庭に、手紙など便りが来るといっている場合

第81表 第1次対象者が売春婦に転落し
たことを最初から知つていた親許

項目別	総数	始めから知つていた	途中で知つた	無回答
総数	480	264	197	19
未婚	269	156	98	15
既婚	211	108	99	4
有夫	26	17	9	0
死別	27	14	13	0
離別	158	77	77	4

第83表 第1次対象者が売春婦となつて
いることを途中で知つたときの親許の態度

項目別	実数	%
総数	197	100.0
止むを得ない	86	43.7
他人に知られなければよい	7	3.6
連れ戻そうと努力した	42	21.3
本人の道義、転落させた者への制裁に努力	6	3.0
その他	45	22.8
無回答	11	5.6

は 50.5% (300) をあつて、その内容には、時候の挨拶、近況伺いが専らあげられている。(第84表参照)

第84表 第1次対象者からの便り

項目別	総数	しょつちゆうある	時々ある	殆んどない	その他	無回答
総数	594	65	235	172	80	42
未婚	334	30	146	101	37	20
既婚	260	35	89	71	43	23
有夫	32	5	10	9	7	1
死別	32	5	12	6	2	3
離別	196	25	67	56	34	19

第1次対象者の帰郷 また、第1次対象者の帰郷については、第85表のとおり、前述の売春婦の回答に比較して家庭の方ではあまり帰つてこないといっている者がやや高率となつていいる。

第85表 第1次対象者の帰郷

項目別	総数	しょつちゆう帰る	時々帰る	殆んど帰らない	全然帰らない	その他	無回答
総数	594	34	213	140	116	67	23
未婚	334	16	112	88	67	40	13
既婚	260	18	103	52	49	27	11
有夫	32	2	14	3	6	7	1
死別	32	2	15	7	6	1	1
離別	196	14	74	43	37	19	9

第1次対象者の働き先訪問 なつ、家族の者が、第1次対象者の働いていいるところへ尋ねて行くことがあるといっている者が 21% (125) ある。これは、さきに第1次対象者で「家から金のことについてくることが多い」といっている者があることと思ひあわせ注目されることである。(第86表参照)

第86表 第1次対象者の働き先の訪問

項目別	総数	しょつちゆう行く	時々行く	殆んど行かない	全然行かない	その他	無回答
総数	594	15	110	71	295	80	23
未婚	334	7	64	39	154	58	12
既婚	260	8	46	32	141	22	11
有夫	32	2	6	1	17	5	1
死別	32	2	7	4	18	0	1
離別	196	4	33	27	106	17	9

(6) 第1次対象者の更生の問題と意識

売春婦となつていいる家族のこんごの措置について、その親許がどのように考へていいるかは、売春婦の男

生に大いに影響があるので重視される問題である。

第1次対象者の更生について、売春防止法の成立したことを知らない親許が 42.9% (255) に及び、第1次対象者の場合に比べ高率となつている。したがつて親許のうちには、調査員から第1次対象者の措置について質問をうけても、そくさには返答が出来ない者がかなりみられ、23.2% (138) の親許が、「考えていない」「どうしたらよいかわからない」と答えている。しかし、62% (369) の親許は、一応、更生させたいといつて、中には婦人少年室などの機関の協力を求める者もあつたが、その方策としては、やはり結婚させることをもつとも希望している。(第87表参照)

また、第1次対象者が廃業した場合、まずその親許に帰つて行くことが考えられるが、売春婦となつている家族を迎えることについてあまり歓迎しない親許が 32.2% (191) あり、この傾向は、とくに夫と離別した売春婦の親許に強い。(第88表参照)

第88表 第1次対象者の家庭復帰に対する親許の態度

項目別	総数	よろこんで迎える	仕方がない	困る	家には入れない	態度不明
総数	594	403	34	30	18	109
夫婦別	334	234	18	19	8	59
小計	260	169	16	11	10	54
有夫	32	18	1	3	1	9
死別	32	23	2	1	0	6
離別	196	128	13	7	9	39

これをさらに売春婦とその親許からの双方の回答について相互の関連をくらべてみると、売春婦の予想と親許の受入態度がおなじであつたというものもあるが、中には予想と相違していた場合もかなりおきている。(第89表参照) 売春婦の中には、実際に帰つても家族から邪魔者扱いの態度をされるといっている者や、あるいは歓迎されないことを予測して家庭には帰らないといっている者などが 212 名あつたが、これらの者の 64.6% (137) は、親許から心よく迎え入れられる状態にある。また、これとは反対に、家庭ではよろこんで迎えてくれるだろうと考えていた者 351 名のうちに、予想と違い親許からはあまりよくなされてない者が 26.5% (93) もあり、しかもその中には、はつきり敬遠されている者 (20) さえ見受けられた。

なお、594 ケースの 43.4% にあたる 258 ケースにおいては、売春婦も家族の者たちへ心よく迎え入れられることを予想し、その親許も心よく迎え入れたいといっている。

第87表 第1次対象者の今後の措置

項目別	実数	%
総数	594	100.0
考えていない	72	12.1
現状からみてどうしてよいかわからない	66	11.1
小計	399	67.0
就職させたい	39	6.6
商売させたい	27	4.6
家庭復帰させたい	85	14.3
家業を手伝わせたい	16	2.7
結婚させたい	119	20.0
その他	37	6.2
具体策なし	46	7.7
その他	33	5.6
無回答	54	9.2

第89表 家庭復帰について第1次対象者が予想している親許の態度と親許の受入態度

第1次対象者が予想している親許の態度	総数	喜んでむかえる	仕方がない	困る	家には入れない	態度不明
総数	594	403	34	30	18	109
よろこんでくれる	351	258	23	7	13	50
あまりよい顔をしな	69	50	2	4	5	8
冷たい顔をする	9	5	0	1	0	1
嫌がる	10	3	2	2	0	3
家に入れてくれない	1	1	0	0	0	0
家には帰らない	123	78	5	6	0	24
無回答	31	8	2	0	0	21

売春に対する意識 さらに、売春婦となつている家族から、仕送りをうけている親許 398 世帯のうち、こんご仕送りがなくなれば生活ができなくなるといっている者が 142 世帯 (35.7%) あり (第90表参照)、その 66.8% (95) は、それが売春による仕送りであつても仕方がない、または、かまわないという

第90表 第1次対象者から仕送りがなくなつた場合の親許の生活

項目別	総数	できる	できない	無回答
夫婦別	398	181	142	75
総数	(100.0)	(45.5)	(35.7)	(18.8)
夫婦別	222	102	81	39
小計	176	79	61	36
有夫	24	9	5	6
死別	26	8	5	9
離別	126	62	45	21

態度をとっている。(第91表参照)

なお、対象となつた親許のうち、生活の苦しいとき親や家族のために売春婦となることは、仕方がないのだという意見を持つ者が、これを否定する者を上回っていることは注目される問題である。(第92表参照)

第91表 売春による仕送りについての親許の意識

項目別	実数	%
総数	142	100.0
かまわない	2	1.4
仕方がない	93	65.4
いけな	18	12.7
その他	15	10.6
無回答	14	9.9

第92表 生活の苦しいとき売春婦になることについての親許の意識

項目別	実数	%
総数	594	100.0
仕方がない	237	40.0
わからな	18	3.0
悪いと思	152	25.6
どんな事情があつてもすべきではない	47	7.9
その他	43	7.2
無回答	97	16.3

第 3 部 事 例

調査を行った133名の売春婦のうち、ここには転落の理由よりみて「経済的理由によつて転落した事例」「売春婦になることを強要されて転落した事例」「家庭に問題があつて転落した事例」「甘言にのせられて転落した事例」「本人に問題があつて転落した事例」の5つに大別し、売春婦及び親許からのききとりと組合して20の事例を掲載した。なお、前述したとおり、転落の原因にはいくつかの理由が互に関連している場合が多く、これらの事例にも、いくつかの理由が重つて転落しているものもあるが、ここではそのもつとも中心となつた理由により分類した。

また、対象者の氏名は、いずれも仮名を用いた。

1. 経済的理由によつて転落した事例

事 例 (1)

- (イ) 氏名 竹上はつえ (26 才)
- (ロ) 働いていた場所 香川県坂出市沖菰浦 (特飲街)
- (ハ) 学歴 小卒
- (ニ) 結婚の状態 有夫 子供なし
- (ホ) 親許

現住地 香川県内

家 族 実父 (61)——日雇 実母 (48) 弟 (20)——工員 弟 (11)——小中学生

(イ) 転落するまでの生活

実父は日雇人夫、実母は工場づとめの農村家庭に生れたが、実父が怠け者のため生活が苦しく、小学校にあがるまで叔母 (実父の妹) の家で育てられた。10 才のとき、実父母に県内の某妓置屋へ見習いになる。そこで小学校を卒業したが、すぐに朝鮮にやられて3年6か月間芸妓として働き、終戦のため実家に引揚できた。のち、17 才で現在の夫 (当時 26 才、自動車運転手) と結婚 (戸籍届出なし)、岡山に出る。四萬で幸福な家庭生活をおくつていた。

(ロ) 転落の理由と当時の状況

実家は両親、姉、弟妹 10 人の多子家庭で生活が苦しいため、結婚するときも実家を援助するため送金することを夫と約束したが、なかなか実行されなかつた。そのうち両親から送金を迫られ、さらに父親が病氣であるという知らせをうけたので、夫と両親の板ばちみになつて苦しみ、結局、夫と話し合つた結果、結婚生活満1年でひと先づ実家へ帰りその生活を助けることになった。そして実家に帰り働き目をさがすうち、周旋人の手にかがり、飲食店というふれこみを信用し就職した。はつえが特飲店と気付いたときにはすでに両親が50,000 円の前借金をして生活費にあてていたもので、やむなく転落したものである。

(ハ) 売春経歴

はじめ高松市東浜の特飲店で働いたが、両親から送金を要求されるので、3か月後に景気がいいという評判の岡山の西中島の特飲店にくらがえた。しかし、思つたほど景気がよくなく、実家への送金が滞り

く約2か月でくちがえ、現在の沖落浦に移ってきた。昭和24年1月に売春婦に転落してから7年9か月売春婦として働いている。

現在の手取月収額は、忙しいときが、大体10,000円、暇なときは7,000円から8,000円程度であるが、なお10,000円の前借をもっている。

(9) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

岡山の夫とは長期間の別居生活のため没交渉の状態であった。実家は、現在、病弱であった父親が健康になり、子供たちもそれぞれ働きに出て家族数が減ったうえ、家にいる弟も近所の簞製造所で働くようになったので、生活状態は以前からみればやや良くなった。しかし、父親と弟の1か月の収入があわせて8,000円程度なので、いまなお苦しく、はつえのところへ、しよつちゆう送金の催促の手紙をだしたり、母親自身が店に尋ねていつて無心した。はつえが毎月、実家の家計補助として入れていた金額は4,000円である。

(10) 更生について

第1次調査で当人に面接した当時は、はつえは夫のもとに帰り正業につくことを望んでいたが、実家への送金のことがあるのでただちに更生することは難しいと思われた。しかし、夫に連絡したところ幸いにも迎えにきてくれて、婦人少年室がはつえの調査を行つてより約半月目に、夫のもとに8年振りで帰り更生することができた。

なお、婦人少年室が両親を訪問した際、はつえの夫からその後、毎月3,000円送金されてくるといふことであつた。

事 例 (2)

- (1) 氏名 加藤せい子 (36才)
- (2) 働いていた場所 京都市西園東新地(特飲街)に親許より通勤
- (3) 学歴 旧高女卒
- (4) 結婚の状況 有夫 子供なし
- (5) 親許
- 現住地 京都府内
- 家 族 夫(45)

(6) 転落するまでの生活

せい子が生れたときには会社員であつた実父が既に死亡しており、母親が内職して本人を育てた。女学校を出でから家庭女中となり働いたが、生活が苦しく、23才のとき当時の遊廓に転落した。27才まで約4年間売春婦となつていたが、現在の夫と結婚のため(戸籍届出する)廃業した。夫はせい子より7才年長で34才、専門学校を出た温厚な人で、せい子との仲は非常に円満であつたが、戦後結婚にかかり、失業しており、金目になるものはすべて売り払つての生活であつた。

(7) 転落の理由と当時の状況

最初転落したときは、家庭収入の収入では親母を扶養することが出来ず生活が苦しいためであつた。結婚廃業後の再転落は、夫が前述のとおり失業中で収入が全くないうえ、結婚後たちまち売り度い生活も懸をうけてしまつたので、夫と相談の結果、今後の生活手段として、またもとの売春婦に逆戻りしたものである。

(8) 売春経歴

京都西園東新地の特飲店などに、通算13か年売春婦をしており、現在、20,000円程度の手取月収入がある。

(9) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

調査当時の家庭の状況は6畳と3畳2間のアパートに結核療養中の夫と同居、毎日、特飲店に通い売春婦となつて夫を養つていた。

(10) 更生について

せい子は、かつて特飲店従業員代表として売春防止法の制定に反対の活躍をしており、この考えは現在も変わらず特飲店を肯定している。したがつて更生の意思は全くなく、夫もこれを黙認し、売春を経営する以外に自分たち夫婦の生活の手段はないといいきつている。

しかし、夫も、せい子もある程度の教育もあり、将来はやれなくなることを充分に承知しており、家内内の様子、夫の口ぶり等から判断して貯蓄もかなりできているもようであり、売春防止法全面施行後の生活手段については夫婦で話し合い、すでに見通がついていると推察された。

事 例 (3)

- (1) 氏名 谷山和子 (39才)
- (2) 働いていた場所 奈良市木辻(特飲街)
- (3) 学歴 旧高女卒
- (4) 結婚の状況 死別 子供6人
- (5) 親許
- 現住地 奈良県内
- 家 族 実母(70) 長女(14)——中学生 三男、次女、三女(12・9・7)——小学生 長男、次男(18・16)——搬出さ

(6) 転落するまでの生活

和子が3才のとき実父が死亡し、教員をしていた実母の手で育てられた。勝気で学校の成績も非常によく、親孝行で親類や近所のはめられ者であり、女学校を卒えてから母校の教員助手をしていて、20才のとき、福岡の炭鉱で現場監督をしていた男と結婚(戸籍届出ずみ)、子供6人に実母をまじえ円満な家庭生活を送つていた。

しかし、戦災にあい、熊本にのり大被害にあつてからは、家財一切を失ひ生活状態はあまりにも苦しくなつた。

(7) 転落の理由と当時の状況

和子が36才の暮、夫が結核にかかり働けなくなつたので、一家9人の生活を支えるため米の闇商売をしたが、運搬の途中警察に連行されることが度々あるなど思うようにいかず、その借金も払えぬほどどん底の生活におちいつた。一方、夫の病状は悪化し、医師からは入院を厳命されたので、民生委員に頼み夫を入院させたが、こんごの一家の生活を支えるため、夫と老母には内容をあかさず子供を託し働きにでたものである。そのとき、業者より前借した100,000円は、全部夫の医療費と子供たちの生活費にあてた。

6) 売春経歴

昭和28年暮、奈良市の木辻遊廓に転落したが、それより2年後、大阪の男に受けだされ、妾となり料亭を開業したが（そのとき夫は死亡していた）、子供たちがその男を嫌い、どうしてもしなまぬため、約5か月後、話合つて別れ、またもとの特飲店に戻ってきた。特飲店売春婦となつている期間は、通算2年4か月である。

なお、現在の手取月収額は30,000円から50,000円までで、他の売春婦にくらべてはるかに多く、借金も全然ない。

7) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

転落後まもなく夫が死亡したので、老母と子供6人を呼び寄せ特飲店の一室を借りて住ませた。何も知らずに来た母親は驚き嘆いたが、黙認する以外に方法がなく、夜になれば子供たちをつれて遅くまで外を出歩いていたが、子供の教育上よくないと、お寺の小屋を借りて移り住んでしまった。その後も老母は子供たちを連れ転々と居をかえたが、前述のように一時、和子が大阪の男の妾となつて廃業したのでその許へ行つた。しかし、ここも母親としては不本意な生活であり、また子供もなじまぬところから和子が再び売春婦となつたので、現在、簡易アパートの2室を借りている。

いまは、長男と次男がそれぞれ住込みで働きに出たので、4人の子供と老母が、生活保護費3,858円と和子の家計補助費6,000円で生活を送っている。母親や子供は和子の働いているところには全然近寄らないうえ、和子は殆ど毎日、子供や老母を見守るため帰ってくる。

8) 更生について

和子、母親ともに売春を非常な恥辱と感じ、一日も早く何とか更生したいと悩んでおり、とくに子供たちが次第に大きくなつてきているので、母親の商売を感知しないうちに転業したいというあせりがみられる。

和子は、一応、和歌教師の資格をもち経験もあり、タイブもできるので、この方面での就職も可能であるが、現在の収入を得るにはバーを経営したいといつており、その心算で働いているようである。

事例(4)

- (4) 氏名 後藤美代子(20才)
- (a) 働いていた場所 島根県出雲市塩治(特飲店)
- (b) 学歴 小学中退
- (c) 結婚の状態 未婚

用 編註

現生地 兵庫県内

家 族 実父(44)——瓦製造業 実母(40)——家事手伝 弟(19)——家業手伝
弟(15)——中学生 弟(11, 8, 7)——小学生 弟(4)

1) 転落するまでの生活

瓦製造の中小工場町に育つたが、実父が病弱のため経営がうまくゆかず、家庭内はいつも経済的な問題でもめ、暗がつた。

17才のとき、3才年下の妹と神戸のうどん屋に給仕として住込み、約2年間そこで月給3,000円をもらい、うち、毎月、実家に1,000円あて送金して働いていた。

2) 転落の理由と当時の状況

実家では、経営不振のため130,000円の借財ができ、家に残る子供8人は未だ幼いので生活が苦しく、美代子姉妹の働くうどん屋からも20,000円の借財をした。この20,000円の返済期限がきても返済のめやすがつかないばかりか、家賃1年3か月分が滞納したため、家主(うどん屋の女将の姉)から立退きを迫られていた。このような実家の危機を救うために、雇主(うどん屋)の妹の経営する現在の店へ行くことを雇主にすすめられ、また、両親の懇願もあつて、19才のとき妹をうどん屋にのこして止むなく転落したものである。このとき55,000円の借財をして5,000円の衣類をつくしたが、残金は全部実家の借金返済にあてるため送金した。

3) 売春経歴

転落してから10か月間引続き出雲市塩治の同特飲店で働いており、現在の手取収入は月20,000円ある。

4) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

弟妹で働きに出たものもあつて、現在、実家には両親と6人の弟がいる。家業による収入15,000円から16,000円でなんとか生計はまかなつているが、苦しさは変わらず、美代子のところへ時々、金の無心の手紙をだしたり、働いている店へ尋ねて行つたりしている。

美代子は、毎月、実家に10,000円の送金をしているが、これを本人が直接実家に送金せず、楼主から楼主の姉である実家の家主に送つて滞納家賃のあなうめとしているので、送金額について何もきかされていない。実家では、娘からの送金は、家賃月額6,000円がきているものと思つていた。

5) 更生について

美代子が正業につくには、義務教育を終了しておらず特技もないにかかわらず、月収20,000円以上を望んでおり、本人、両親ともに、実家の生活が安定するまであと4、5年はどうしても現在の商売を続けなければ困るといつて、従つて更生の方策については全く考えていなかった。

しかし、調査にあたつた島根、兵庫の婦人少年室では、互に連絡をとり調査をすすめた結果、特飲店、うどん屋、家主姉妹のやり方に人身売買などの疑がもたれたので、早速、警察に対処方を依頼した。なお、美代子については相談業務として取扱い、室間の連絡をはじめ関係機関の協力によつて更生措置を講

んでいる。

2. 売春婦になることを強要されて転落した事例

事 例 (6)

(1) 氏名 上野花子 (16才)

(2) 働いていた場所 山口県下関市新地 (特飲店)

(3) 学歴 新制中学卒

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現住地 山口県内

家 族 実母 (42) 妹 (14)——中学生 弟 (11, 8)——小学生 姉 (20)——出稼
(食堂給仕)

(6) 転落するまでの生活

実父は職業軍人で、戦後、土建会社につとめ相当な暮らしをしていたが、8年前に亡くなつてからは一家の生活が急転下してしまつた。実母は心臓病で働けず、生活保護をうけるようになったが、昔の生活への郷愁が強く、また、一間きりの困窮者住宅に男出入の評判があつて、近所の人々からいつも生活態度を非難されていた。

花子は、中学卒業後、植球場のゲームとりとなり月給5,000円をとつていたが、勤めをやめいつしか母親から金をせびつて男とあそぶようになり、家におらぶらしていたが、遂に男にそそのかされて盗みをするようにまで堕落していった。

(7) 転落の理由と当時の状況

男にそそのかされ盗みをして家にいづらくなつていた頃、たまたま近所に住む愚連隊の男に強姦され妊娠してしまつた。その胎児の処置を母親に打明けられずなやみ、強姦した男に相談したところ、欺まされて特飲店に売りとばされたものである。そのとき男は業者から12,000円を受取つたが、花子には全然残らなかったで、結局、墮胎の費用は借金に加えられてしまつた。

なお、実母は娘の家出に驚いて民生委員に相談に行き、早速、保護願を警察にだしてもらおうとしたが、2、3日して男から行先を教えられたので愚連隊からの囁を恐れて届出することを取止め、民生委員にその事情を打明けず、泣き寝入りしてしまつたものである。

(8) 売春経歴

はじめ男に売りとばされたのは、宇部市吉原の特飲店であつたが、半か月経つて、また男に、現在の下関新地へ移動させられてしまつた。この移動の際も、男は業者から50,000円程(推定)の金を受取り、宇部吉原の借金32,000円(墮胎費用と男が前借した金額)を支払つたが、残金について花子が母親へ半分渡してほしいと頼んだにも拘らず、1,000円渡しただけで着服してしまつた。

なお、売春婦になつてからも、ちよつとけず月給渡し、現在、月に25,000円位の稼高があると花子は言っているが、収入全部は借金に投入せられてしまい現金を貰うことが全くないので、小遣や送金は業者からすべて借りている状態である。

(9) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

姉が食堂の給仕として住込み、働いているが、5才のとき脳膜炎を患つて精神薄弱者となり、家族の生活を支えることはできない。また、弟妹は学令中であり、実母も心臓がわるいので働けないことから、生活保護が適用され毎月6,940円が支給されている。このほか、花子も家庭の生活を守るため毎月5,000円を送金している。(業者は頼んで送つてもらつてはいるが、母親のもとには、いままでは5,000円が3回、合計15,000円が送られてきたのみであつた。)

実母は、花子を非常に案じ、体を心配する手紙をたびたびよこしたり、心配のあまり店まで尋ねてきた。花子もまた2回ほど家族の許へ帰つてきたが、前記の男になぐられて追返され、以来おそれて家には寄りつけないでいる。

(10) 更生について

花子も母親も、一日も早く家庭に帰り正業につくことを望んでいるが、愚連隊の囁を恐れて警察に訴えられないでいた。

婦人少年室の連絡で、警察がただちに花子を救出、母親のもとへ戻することができたが、しかし、花子は男をおそれ間もなく行方不明となつてしまつた。なお、男も警察の捜査網をぐぐり、現在、逃亡中であるが、このヒモの問題が解決すれば花子の更生は容易になると考えられる。

事 例 (6)

(1) 氏名 伴野たけ子 (42才)

(2) 働いていた場所 富山県大門町 (特飲街)

(3) 学歴 小卒中退

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現在地 神奈川県内

家 族 実弟 (40)——自動車運転手 弟嫁 (36) 甥 (16, 14, 8)——高中小学生
実母 (62)

(6) 転落するまでの生活

家庭は実父母、弟3人にたけ子の6人家族。実父は工員で生活は貧しく苦しかつたが、一家は円満であつた。また、たけ子は非常に従順な子供で、学校にも殆ど休まずに通つていた。

(7) 転落の理由と当時の状況

父親の低収入では生活が苦しく、なんとか楽な生活をしたと考えた母親が『家のかみ』とたけ子を脱得した。たけ子はまだ9才の子供であつたので、深く考えるとともなく、たけ子の母となり業者は

なり、そのうち売春婦に転落したものである。大正 13 年の暮で、当時 250 円の借付をしたが、全部が消費している。

例 売春経歴

おばあさんの仲介人に最初つれて行かれたのは神奈川県国府津町の芸妓屋であつたが、両親から金があると頼まれる毎にくらえ、富山県内の遊廓まで転々として流れて来た。のち、戦争も激しくなり、売春婦となつて約 15 年目に一度廃業して生家に帰つたが、弟たちも成人し、生家の生活も安定したので、再び好きな途に生きようと、昭和 28 年から再び現在の富山市大門町の特飲店売春婦となつた。通算 19 年 9 か月売春婦となつている。現在の手取月収は大体 7,000 円程度である

(1) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

幼いときから生家のため売春婦となつて働き、また、家を建てるときにもその建築費を負担したのであるが、いまでは実母がいても既に弟の世帯になつていて、その生活も一応安定しているので、お互にゆききすることもなく、年に 1 度、年賀状をだす程度のもはや寄りつき難いところとなつている。

(2) 更生について

過去にはたけ子の転落を必要とした家庭であつたが、年月が経つて生活が安定した現在、むしろたけ子は他的な存在で、その更生については実母までが「自分の好きなようにすればよい」と無関心な態度を表示している。たけ子もまた、家には帰りたくないとはつきり言つており、現在の商売ができなくなれば多少の芸を生かして芸妓等の水商売に転業したいという意向であつた。

事 例 (7)

(1) 氏名 冬木照子 (17才)

(2) 働いていた場所 神奈川県川崎市南町 (特飲街)

(3) 学歴 小卒

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現住地 千葉県内

家 族 実父 (54)——日雇 実母 (42)——鉄屑拾い 兄 (22)——工員 弟 (13)
——中学生弟、妹 (11. 7)——小学生 妹 (8 カ月) 姉 (19)——祖母の
もとにて病氣療養中

(6) 転落するまでの生活

荷馬車引きをしていた実父が 13 年目に負傷してかたわらとなつてからは、働きにでられず苦しい生活がつづいた。また、父親は子供たちを少しも可愛がらないばかりか、口うるちく暴力を振うのでみな家にいたがらない。兄は高校 1 年のとき家出し、姉は早くから芸者屋へ女中奉公にだされたが、病氣になつても家によりつかず茨城の祖母のもとへ行つて療養している。照子は元気のよすぎる子供で、人に好かれ男友達も多かった。小学校を終了したとき、両親は埼玉県のある飲屋の女中に借金 40,000 円で売られ、半年位

そこで働いていたが、のち東京市原の特飲店の経営女中になり月給 3,000 円をもらつていた。

(7) 転落の理由と当時の状況

埼玉の飲屋、東京市原の特飲店の女中をしている間、給料日になると必ずしたか者の母親がきて馬主から金を借りて行くので、本人の手に現金が渡されることがなく、本人の知らないうちに借付がかさんでしまつた。そのうえ、たまたま父親のわからない子供を身もごり、その処置もしなければならぬ状態におち入つたので転落したものである。

(8) 売春経歴

東京市原の特飲店から静岡下田の特飲店にうつり、そこで 5 か月ほど働いたが、3 か月前から現在、静岡県南町の特飲店に移つてきた。売春婦となつて 11 か月を経過しており、現在、25,000 円ほどの手取月収入がある。

(9) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

父親の日雇収入約 6,000 円と、母親が屑鉄を拾い歩いた 1,500 円程度の僅かな収入では毎月の生活が苦しかつたが、昨秋、家出していた実兄が戻つてきてゴム工場に勤め、家計に 5,000 円入れるようになったので多少生計がらくになつた。しかし、一家 7 名の生活には、照子の仕送りが必要で、毎月 10,000 円を両親に送つている。最近、母親は、娘の店に行くようなことはしなくなつたが、照子が毎月、1 日、15 日の 2 回定まつて帰つてきている。

(10) 更生について

母親も、かつては同じ商売をしてきたと察せられる人で、売春に対する罪悪感が全くない。したがつて照子も「やれる間はつづける」と言明しており、できなくなればバーか飲屋で働くといつている。なお、現在、母親の知人 (旅館業) の息子と縁談がおき、照子も堅気になろうという気持があるが、他の者にくらべて非常に態度や生活がすさんでいるので、これを是正しない限り結婚による更生は難しい。

事 例 (8)

(1) 氏名 小平光子 (26才)

(2) 働いていた場所 鳥取市衆楽園 (特飲街)

(3) 学歴 高小卒

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現住地 熊本県内

家 族 実母 (50) 弟 (21)——郵便局員 妹 (23)——農業 弟 (19)——日雇
弟 (12. 8)——小学生

(6) 転落するまでの生活

実家は農家で、実父は生前まで村会議員をしていた家柄である。光子は 5 才のときから叔父夫婦のもとで育てられ、学校の成績はよくなかつたが、おとなしい性質の子供であつた。学校を卒えてからは家業の

農業を手伝っていたが、23才のとき農作業を嫌って家出し、友人の世話で熊本市内のパチンコ屋に住込んだ。5か月後、同店がつぶれたので広島にゆき、ここでもパチンコ屋の店員に住込み、6,000円の月給をもらっていた。

(4) 転落の理由と当時の状況

24才のとき、店に遊びに来る鳶職の男(26才)と親しくなり交際しているうち、その男に売り飛ばされ、前借15,000円を持逃げされてしまった。当時、叔父の家庭には叔父夫婦のほかに従妹弟が5人、実家にも実母と姉妹弟8人の家族が健在であつたが、家出をしているので相談にも行けず、そのまま知らせずに転落したものである。

(5) 売春経歴

売春婦となつて1年2か月となるが、その間、現在の特飲街で経続し働いている。しかし、同輩間との仲がうまくゆかず、店は3回ほど移動した。手取月收入は15,000円である。

(6) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

現在、実家は実母と妹、弟4人の6人家族であり、弟2人もそれぞれ働きに出て、とくに妹は自宅の田畑2反5畝を一手に耕作し、現在、村の女子青年団長として活躍している。光子とは最近とぎとぎ交通をずるようになったが、家庭女中にでも住んでいるものと思つており、売春婦となつていることを知らない。光子もまた、年に5,000円程度の金を送つたことがあるが、全然、家には帰っていない。

(7) 更生について

光子もいまは売春婦をやめて実家に帰り、更生したいと望んでいる。実家は、現在月に17,000円程度の現金収入があり、家計は比較的らくで、光子が戻ってくることを1日も早くと待っている。したがつてその更生は容易であるので、調査員は、早速、家族には内密に妹にだけ光子の実状を伝え、早急に姉と母親たちの中をとりなして家へ迎へ入れるよう指導した。

3. 家庭に問題があつて転落した事例

事 例 (9)

(1) 氏名 竹山良子(38才)

(2) 働いていた場所 長崎県雲仙温泉

(3) 学歴 旧高女卒

(4) 結婚の状況 離別 子供3人

(5) 親許

現在地 長崎県内

家 族 姉(80) 長女(14)——中学生 次男(7)——小学生

(6) 転落するまでの生活

貧乏の少女として生れ、裕福な環境に育った。24才のとき結婚(初婚前出で)して弟を産み、つた

が、結婚で倒産してまた、夫はゴルフの教師をしており、良子より4才年長。子供も3人できたが、別居後は借金と女の問題でいっしょに家庭を省みないようになった。良子が32才の頃、生活費にも困るようになったので、良子は日雇人夫となつて姑や子供を養つていた。

(7) 転落の理由と当時の状況

日雇人夫となつて泥まみれになつて働いているにかかわらず、夫は妾狂いで家庭を省みないといふ不満が溜り、三昧線が弾けることから、いつそ接客婦になつて愉快に暮らしたいと転落したものである。

当時、婚家には夫と子供3人、姑がおり姑に徹底的に反対されたが、子供をおいてでてしまった。

(8) 売春経歴

長崎の雲仙温泉の特飲店に転落してからちょうど4年3か月になり、現在、15,000円の手取月收入がある。

(9) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

夫は、子供3人を引取つて良子と離婚。その後、他の婦人と正式に結婚して現在S市にその妻、長男(良子との子供)と暮している。長女と次男は姑が面倒をみており、父親からの送金3,000円と遺族手当(姑の二男戦死によるもの)3,000円によつて生活している。

良子は、婚家にのこしてきた子供たちが案じられて、しょつちゆう婚家を訪れて、子供たちに娯用品を買い与えたり、小遣をおいてきたりしている。

なお、実家は、いまなお実父が健在で豊かな生活をしているが、実母が亡くなり継母となつてからは、良子の復帰を好まず絶縁状態となつている。

(10) 更生について

良子は早計であつた自分の行動を反省し、いまでは子供のもとに帰ることをもつとも望んでいるが、夫が再婚した現在、婚家に戻ることはできず、また、実家も継母が良子の復帰を好まないもので帰ることは難しい。

売春防止法施行後は、一応、商店につとめ、そのかわら三昧線の師匠でもして独立し、更生するといふ意思がある。

事 例 (10)

(1) 氏名 平林一枝(29才)

(2) 働いていた場所 新潟県三条市

(3) 学歴 小卒

(4) 結婚の状況 未婚 子供1人

(5) 親許

現住地 新潟県内

家 族 実父(57) 実母(54)——糸織工、弟(25)——工員 妹(19)——綿布工
弟(15)——中学生 弟(10)——小学生、長女(8)——小学生 妹(22)——

——出稼ぎ（芸妓） 弟（27）——出稼ぎ（土木建築）

(イ) 転落するまでの生活

一枝は7人兄弟の長女で、実父が新興宗教に凝って働かないため、小学校を卒えとすぐに母親と一緒に織布工となつたり、あるいは文選工、家庭女中となつて働いた。また、父親は性癖があり、一枝はそれをおそれ何時も勤務先に住込んでいたが、21才のときついに父親の非行にあい父親の子供を生んでしまった。このような父親のために、近所の人々の笑い者とされ、すつかり将来の希望を失つたが、なおも家計を支えるためには働かねばならず、子供を両親にあずけ、工員や家庭女中となつて働きつづけてきた。

(ロ) 転落の理由と当時の状況

実家から金をせびられ苦しんでいたとき、たまたま働いていた家の主人に犯されいずらくなつてしまった。将来について希望を失つていた矢先であり、自ら転落したものである。転落を決意するまでは、自分の境遇に泣きあかし、警察にすべてを訴えようと考えたこともあつたと言っている。売春婦となつたのは25才のときであり、当時、実家は両親に弟妹、子供の10人家族であつた。

(ハ) 売春経歴

昭和27年に転落以来、現在の三条市内特飲店に4年2か月働いており、毎月の手取月収額は、大抵15,000円程度である。

(ニ) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

現在、実家は両親、弟妹、子供の7人家族であるが、実母と弟妹2人がそれぞれ織物工場で働き合計17,000円ほどの収入があり、それに一枝からの送金（7,000円～10,000円）と、芸者をしている次女からの送金2,000円があるので、家計は非常にらくである。実父はいまなお家におらぶらして働かず、時折、金が尽むになると娘たちに手紙をだしたり尋ねて行ったりする。一枝は子供を養つて、毎月1回家に帰ってくる。

(ホ) 更生について

将来、売春ができなくなることを承知していても、実家に帰ることは実父が健在である限りちゅうちょされる。また、結婚をすることも、商売をすることも現在のところ殆ど望みがないので、就職する以外に途がないと思うが、これも10,000円以上の月収を得ることはなかなか難しい。一枝に更生したい気持は充分みられるが、送金におわれ将来のことを考える余裕がなく、未だ更生対策を全く考えていない実情である。

なお、実家の父親は、娘の一生をあやまらしたことを一向恥じず、その更生については全く無関心であり、こんごも食い物にしようという態度がみられる。この実父がいる限り一枝の更生は難しい。

事 例 (1)

(イ) 氏名 山川とし子（25才）

(ロ) 働いていた場所 佐賀市今宿

(ハ) 学歴 高小卒

(ニ) 結婚の状況 離別 子供なし

(ホ) 親許

現在地 熊本県内

家 族 実父（73） 実母（60） 兄（31）——郵便局員 兄嫁（25）——ミシン内職

妹（24） 弟（20） 甥（2）

(イ) 転落するまでの生活

豊後村に生れ、実父は県庁にながく勤め停年退職をしたが、娘が厳格であつたので子供たちは反抗を覚え、なんとなく家庭内が固く面白くなかつた。とし子は、学校の成績が非常によかつたが、勝気で親の言うことをきかず親をよく困らせる子供であつた。高等小学校を卒えてから製菓会社に勤めたが会社がつぶれたので、バス会社のガイドとなり9,000円の月給をもらつた。21才のとき、知り合つた洋裁師と親や周囲の反対を押し切つて同棲、バス会社をやめたが、夫は遊び人で生活力が全然なく、何時も家庭内がもめ喧かつた。

(ロ) 転落の理由と当時の状況

同棲生活2年後、生活力のない夫と離婚を決意し、別れ話を持ちかけたが、夫は脅すとおどかして承諾しない。やくざの間では、女に逃げられることを非常に恥とし、男を捨てる女を何らかの形で始末する掟があることを聞いていたので、一番安全な逃げ場所は廓であると思い、友達に相談して逃げだし転落した。そのとき、実家には実父母、兄弟5人の家族がいたが、自らえらんだ結婚の失敗であるため相談することをちゅうちょした。

(ハ) 売春経歴

22才のとき、広島の特飲街に移つたが、夫から更に行方をくらますため3か月で岡山の中馬の特飲街に移つた。1年程経つてから九州が恋しくなり、現在の今宿にきて働いている。通算2年6か月を経過し、現在、15,000円ほどの月収入がある。

(ニ) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

両親はいつれも年老いて寝たり起きたりの状態であるが、実兄の収入とその妻の内帑で充分家計はまかなえる。また弟は、現在失職しているが、妹は、嫁いだ姉の家に手伝いにいつている。とし子の方は、岡山で働いているとき本入から手紙が来たので知つた。両親に相談さえしてくれればこんなことにはならなかつたといつているが、父や兄の対面を考えそのままに放り、一切近寄らないようにしている。しかし、とし子は近況を知らせる便りをときどき実家に出している。

(ホ) 更生について

年内に更生してガソリンスタンドを開き独立する心算である。資金500,000円のうちすでに300,000円は準備してあるので、不足額については、とりあえず兄嫁の実家が経営する割烹店で働きためる積りであると言っている。

なお、実家に帰ることは、実家の円満な生活を乱すようになることを自覚しており、また、実家でも、

世間体があるのさるべく近寄られたくないという気持ちをもっている。

事 例 (12)

- (1) 氏名 大村つる子 (29才)
- (2) 働いていた場所 松山市松か枝町 (特飲街) に親許より通勤
- (3) 学歴 小卒
- (4) 結婚の状況 有夫 子供1人
- (5) 親許
- 現住地 愛媛県内
- 家 族 夫 (36) 長女 (8)——小学生

(A) 転落するまでの生活

つる子が生れたときには、すでに父親が亡く、実母に育てられた。しかし、12才のとき母親が乳癌となり病院に送られてからは祖父母のもとへひきとられた。更に15、16才で相次いで祖父母を亡くし、こんどは姉の婚家へ身を寄せたが居辛く転落した。20才で廃業し現在の夫と結婚 (戸籍届出済み)。長女が生れ、円満な家庭生活を送っていた。

(B) 転落の理由と当時の状況

16才で転落したときは、実母の病氣、祖父母の死と相次ぐ不幸な境遇に転々として安住の場なく転落していったものである。

結婚4年目に再び売春婦となつたが、これは、夫が元来勤労意欲が低調なうえ、家業のクリーニング店に失敗して3,000,000円という巨額の借金を負つて失業状態となつてしまつたので、夫婦が話しあつた結果、こんごの生計をたてる手段として転落したものである。なお、当時、長女は8才の幼児であり、また、特飲店 (家主が経営している) も近所なので、自宅からの通い売春婦となつた。

転落のとき、業者から前借した30,000円は、全部夫が借金の穴埋めに使つた。

(C) 売春経歴

現在の松山市松か枝町の特飲店に再転落してから5年経っている。したがって結婚前 (特飲街地名不明) の期間を通算して約9年間売春婦となつている。なお、月収は15,000円程度である。

(D) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

つる子は、毎夜、夫と長女を家において特飲店に通っている。夫は、閉店以来求職中であるが、100,000円以下の収入では馬鹿々々しいといつて就職先が決らず、パチンコなどして無気力な生活を送っている。妻の「売春」については、結婚前にもしていたことであり、生計をたてるためには当然だといふ考えをもっており、つる子もまた同様に考えて何んの不平もなく、現在も夫婦間は円満にいつている。

(E) 更生について

つる子は、夫の就職さえ決れば止めたいといっており、夫もまたその考えであるが、いままで自営業者であつたことから僅かな給料で人に雇用されることを好まぬため、その動機は難しい。したがって夫婦を

いにて支拂うだけ資金をつづけ、もとのクリーニング店を開業する資金を得たい意向であり、他の更生対策は全く考えていない。売春防止法の成立を迷惑がつており、早急の更生はむずかしい。

4. 甘言にのせられて轉落した事例

事 例 (13)

- (1) 氏名 大山たつ江 (24才)
- (2) 働いていた場所 金沢市石坂町 (特飲街)
- (3) 学歴 高小卒
- (4) 結婚の状況 離別 子供なし
- (5) 親許
- 現住地 山口県内
- 家 族 実父 (71)——大工 実母 (54) 兄 (34)——工員 兄嫁 (30) 弟 (17)——工員 甥3人

(A) 転落するまでの生活

たつ江が13才のとき一家が郷里の石川県を引払い渡済することになり、下関までいったが終戦となり、そこに居ついた。たつ江は早速、T化学肥料製造工場に給仕として勤めたが、のち同会社の工員と知り、18才のとき結婚 (戸籍届出なし) し、共稼ぎで働いていた。

(B) 転落の理由と当時の状況

夫は、はじめおとなしく真面目であつたが、結婚1年目頃から他に女性関係ができ、たつ江が妊娠しているにもかかわらず、たつ江を捨てて家を出てしまつた。ほどなく子供が生れたが数日で死亡。失意状態におかれた。たまたま埋骨のため1人で郷里に帰る途中、金沢駅の待合室で見知らぬ27才位の男から話かけられ、その晩その男と駅前の旅館に泊つた。翌朝、男から普通の料理屋の女中で、少し働けば金ができるといわれ、それにのせられて男のいうなりに迎えにきた女将に従つてしまつたものである。男が去つたあとで売春婦であることを気付いたが、真鍮的な気持となり転落してしまつたものである。

(C) 売春経歴

金沢市の石坂特飲街に転落して以来4年1か月になる。

現在、月30,000円前後の稼きがあるが、業者へのわけまへや食費その他を支払い、手取は大体7,000円から8,000円程度である。

(D) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

実家では、たつ江の転落をあとになつて知り、はじめは怒つて連れ戻そうとしたが、たつ江が帰らないうちになつてしまつた。現在、父親と兄、弟が働いており25,000円近くの月収があるが、8人家族のため生活はあまりらくでない。たつ江も益々正月には3,000円から5,000円程度の金を母親へ送つて母親を

補助としている。

(4) 更生について

実家では、一度家を出た娘の心配まで出来ないと、たつ江の更生にはふれたがらない態度である。しかし、なじみ客でたつ江と結婚したいという者があり、1か月以内に結婚して更生することになった。相手の男性は工員で、たつ江より14才年長であるが、結婚後は富山県に住むことになっている。

事 例 (14)

(1) 氏名 加藤玉子 (27才)

(2) 働いていた場所 大津市柴屋町 (特飲街)

(3) 学歴 高小卒

(4) 結婚の状態 未婚 子供1人

(5) 親許

現住地 長野県内

家 族 実父 (52)——大工棟梁 実母 (53)——農薬 姉 (27)——農薬 弟 (20)——
大工 姪 (8)——小学生 妹 (26)——出稼ぎ (農薬) 妹 (19, 16)——出
稼ぎ (工員)

(6) 転落するまでの生活

農家を営むかたわら、日雇として働く者の多い寒村に生れたが、実父は多くの公職をもつ村一番の金持である。玉子は姉と双生児であるが、この地方の出稼ぎの風習に従い、姉とともに学校を卒えると愛知県の下製糸に就職した。その後、終戦で工場が閉鎖したため一時帰宅したが、職業安定所の紹介で季節労働者として静岡県の農家に2年はど行っていた。のち、姉が大阪の巡業楽団の楽士と同棲したので、姉夫婦をたより求職のため大阪へ行つたが、そこで義兄のために持物全部を売り払われた。そのうえ喫茶店に就職させられ、前借され、さらに2日か3日経つとまた他の喫茶店へ移らせられるような状態を数回くりかえしていた。

(6) 転落の理由と当時の状況

喫茶店で働くうち、21才のとき知りあつた男と関係をもち妊娠し子供を生んだが、このまま大阪にいれば、また義兄のため何処にやられるかわからないと考え近所の小母さんに相談した。よい逃避場所として紹介されたところが現在の特飲店であり、なにも知らずに来たが、いまさら実家にも帰れずあきらの転落したものである。なお、生んだ子供は他人にくれたが、転々として行先不明となつてしまった。

(6) 売春経歴

6年1か月間大津市柴屋町の特飲店に働いている。玉子は勝負で朋輩に負けることを嫌い、この特飲街でも稼高の多い方で毎月20,000円をこえる手取収入がある。

(7) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

田畑4反9畝、原野4町5反5畝をもち村最前の納税家庭で、実父は現村会議員のほかいくつかの肩書

を持つ村まづの有力者である。自宅には大工の養成工もおき、その生活は非常にらくで、子供たちがそれぞれ出稼ぎに出ても、その収入を何時の場合も当にしていたことがない。しかし、実父はかなりの知識人でありながら子供の教育については全く無関心で、玉子のことも食堂の女中をしているぐらいにしき考えていなかった。姉もいまでは夫と離別し、子供をつれて実家に戻り、農業、家事一切をやつているが妹が転落していることは知らない。玉子からは年賀状と暑中見舞が来る程度であり、4年前に一度帰つてきたときの様子がおかしいので、家族の者たちは、一応不思議には思つていた。

(6) 更生について

玉子はかなりの貯蓄をもつており (ときどきなじみ客や同輩に高額を借している)、借金もなく身銭であるにかかわらず、いまさら他の仕事は出来ないといつて更生の意欲が全くみられない。

しかし、玉子が売春婦であることを知つた家族は、積極的に更生対策を考え、早速、連れ戻すといつており、本人が家に帰りにくければ適当な就職を親の責任において見付け、ゆくゆくは結婚させたいともいっている。

事 例 (15)

(1) 氏名 河上泰子 (29才)

(2) 働いていた場所 鹿兒島市沖の村 (特飲街)

(3) 学歴 高小卒

(4) 結婚の状態 離別 子供1人

(5) 親許

現住地 長崎県内

家 族 実父 (60)——漁業 実母 (58)——農薬 弟 (27, 24)——漁業 弟 (17)——
高校生

(6) 転落するまでの生活

20才のとき佐賀県の農家に嫁いだ (戸籍届出済み)、泰子夫婦のほか祖父、舅、姑、小姑5人という大家族の中で過激な労働を強いられた。そのうえ姑と折りあわず、また夫も気が荒いので、結婚1年後、出産で実家に帰つたまま婚家には戻らず、生れた男の子だけを夫に渡して離別し、割烹店で2年間働いていた。

(6) 転落の理由と当時の状況

割烹店がチップ制であることに不満をもつていたとき、たまたま店の朋輩の知人 (他店の仲居) から給料の高いところを世話しようとその口にいせられてしまった。すすめられるまま店に来てみると、雇主がすぐに2,000円くれたので、何の考えもなくそれを小遣に使つてしまった。しかし、そのあとで客をさるまじく強いられ、驚いてこれを拒否したが、もらつた2,000円が返せず仕方なく転落したものである。当時、泰子の実家には両親はじめ姉、弟妹など大勢の家族が健在していたので、相談すれば転落を止められたのであるが、結婚に失敗したひけめからちやうちよしてしまった。

例 (15) 売春経歴

鹿児島県山川町の特飲店で1か月程働いたとき、同店にいた期星から鹿児島市の沖の村は客が多いから移ろちとすすめられ、一緒に現在の店に移ってきた。23才で転落して以来、7年間を経過し、現在、月収10,000円の手取収入がある。

(1) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

実父と弟2人が漁業をやり、実母が農作業をしている裕福な家庭である。泰子について、家族の者は離婚後、旅館の女中となつているとのみ思い込んでいた。しかし、泰子から手紙があまりこないうえ、年に1度くらいしか帰つてこないで、上の弟が店を尋ねていつて売春婦となつていることを知り驚いた。以来、弟は家族たちには秘密に姉に嫁に戻るようしよつちゆう手紙をよせている。

(2) 更生について

泰子は実家に帰ることを望み、帰つてからは和裁を身につけ、そのかたわら菓子屋をやりたいといつてゐる。

なお、実家では、泰子が売春婦となつていることを知つて驚き、娘の身を案じ、早速連れ戻しのため迎えに行くことにした。

5. 本人に問題があつて転落した事例

例 (16)

(1) 氏名 小竹澄子 (20才)

(2) 働いていた場所 福島県飯坂温泉 (特飲街)

(3) 学歴 各種学校卒

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現住地 東京都内

家 族 実父 (46)——土地建物あつせん業 継母 (40) 実弟 (13)——中学生
義弟 (5, 3)

(1) 転落するまでの生活

実父はもと軍人で、戦争のため子供たちと暮した期間が非常に少く、母親は、澄子が9才のときに亡くなった。澄子は学校の成績が非常に良かったが、派手好きで金使いが荒く、そのうえ母親と折り合わないで一時、栃木の祖母の所におづけられた。その後中学進学のため家に戻されてからいじめがなげらず、少女歌謡をみられないことから家出して警察に連れ戻されるなど、つねに家族をばらばらさせていた。

なお、実母とおなじ職業をえらび、看護学校を卒業、国家試験に合格してから○国立病院に看護婦として約3か月勤務していた。

(2) 転落の理由と当時の状況

継母も意見があつたうえ、実父が厳格なので早く独立したいと子供の頃から考えていた。雑誌などで遊廓や業者町のことを知り、世の中はすべて金次第であると考えるようになって、どうせ家出したとき彼女を失っているのだから(やけになつて公園で35才位の知らない男と関係)、売春婦となり男から金を巻きあげてやろうと決めた。しかし、労働基準法では18才未満は接客婦になれないということなので、満18才になるまで看護婦をして待機していた。年令に達したので、早速特飲店に入り売春婦となつたものである。

(3) 売春経歴

最初入つた特飲店は仙台市であつたが、業者が厳格でかた苦しく、精神修養に似たような感じを受けたので耐えられず、1か月後に現在の飯坂温泉の特飲店に転替した。転落してから1年8か月を経過したが、澄子は容姿などすべて朋輩よりすぐれているため客が多く、収入もまた月手取30,000円ほどあり、ほかにも他の者をひきはなしている。

(4) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

実家は、実父に継母、弟3人の円満な家庭である。澄子のことについては病院に勤務以後行方不明となつてしまつたので何も知らない。しかし、友人関係など尋ねても全く消息がつかめないで、万一、売春婦にでも転落しているのではないかと家族が心配していた。

(5) 更生について

実父は、澄子が父親とも縁が薄く、また実母に早く別れた不幸な子供であることを嘆き、真面目な生活に変わることを願い、親としてそのためにはどんなことでもしたいといつてゐる。しかし澄子は、自分のしたいことを面白く楽しくすごしたい。そのためには売春を出来る限りつづけるといいきつており、売春防止法の施行後は、現在の店が旅館に転業するので、そのまま女中として残り、闇にむぐつてもやれないといつており、全く更生の意思がみられない。

例 (17)

(1) 氏名 平野清子 (20才)

(2) 働いていた場所 宇都宮市新地 (特飲街)

(3) 学歴 新聞中学卒

(4) 結婚の状況 未婚

(5) 親許

現住地 栃木県内

家 族 実父 (54)——農業 実母 (50)——農業 兄 (22)——農業 妹 (15)——農業
手伝 弟 (14)——農業手伝 妹 (10)——小学生

(1) 転落するまでの生活

耕田4町をもつ裕福な農家に成育し、半農を卒えてから母家業を手うかたわら、米、花、和裁の修業に通つてゐた。

(2) 転落の理由と当時の状況

両親や兄弟は毎日長時間仕事におわれ忙しいため、清子の相談相手にあまりなることがなく、放任していた。清子が18才のとき姉2人が結婚することになり、その準備のための出費がかさんだため清子の着物までは両親につくってもらえなかった。そのうえ一家の経済が引締められて小遣も充分に貰えないので、独立して働き現金を得たいと考えるようになって無断で家を出てしまった。新聞広告欄の「勝手女中」をみて住込み、入店2か月後に客をとるよう屋主にいわれ驚いたが、金が尽しく転落してしまつたものである。

(例) 売春経歴

転落以来1年4か月間、現在の宇都宮市新地の特飲店で働いている。手取月收入は16,000円程度である。

(1) 家屋の状況と売春婦との連絡状況

実父は農協の役員として公私ともに忙しく活躍している。

清子が家出したとき家族は非常に心配したが、親戚等の手前を考えこれを表沙汰にはしなかった。のち、清子が帰宅したときこれを問いただしたが、東京で働いているという言葉を用い、住所を教えないことに疑問をもちながらも、これを積極的に調べずにいた。現在まで、清子が2年前帰宅しているほかは、殆ど交渉の状態でいる。

(2) 更生について

清子は、自分の浅薄を後悔して、一日も早く更生したいと望んでいる。

現在、縁談があつて、大分話がすすんでおり、清子はこれをもつとも望んでいるが、相手の男性の経済力の問題で早急に結婚することが難しく、とりあえず就職か商売(資本の準備あり)に転業したいといっている。

また、実家でも、仕事にかまけ教育の至らなかつたことを反省し、一刻も早く更生させるといつている。なお、清子が家庭に戻ることを好まず就職するのであれば、こんご小遣や衣類は実家から送つてもよいともいつており、更生への協力を婦人少年室に申出ている。

事 例 (18)

(イ) 氏名 富山千恵子 (24才)
(ロ) 働いていた場所 広島市西遊廓(特飲街)
(ハ) 学歴 高小卒
(ニ) 結婚の状況 有夫 子供なし
(ホ) 親族
現住地 広島県内
家 族 実父(65)——日雇 実母(50)——日雇 弟(23) 妹(19) 妹(18)——パチンコ屋店員 妹(16)——高校生 妹(13)——中学生

(イ) 転落するまでの生活

土木請負業をしていた実父が事業に失敗してからは、経済的に苦しく家庭内が暗かつた。20才のとき現

在の夫と結婚(戸籍届出なし)したが、夫は大学出の教養ある円満な人柄で家庭生活は非常に幸福であつた。しかし、結婚2年後、家業(商業)に失敗して夫は自衛隊に、千恵子は実家に戻つて別居することとなつた。実家に帰つてからは、キヤベレーの女給となつて約6か月働き、実家の生活を援助してきた。

(ロ) 転落の理由と当時の状況

夫からの送金が少く、またキヤベレーの収入も15,000円程度なので、実家の面倒をみるのに手一杯であり、自分の着物をつくる余裕がなかつた。着物をつくることのできる多額の収入をのぞみ、夫には隠れて28才のとき転落したものである。なお、千恵子が転落することについて母親は、はじめから知っていたが世間の風習でもあると黙認してしまつた。

(例) 売春経歴

広島市西遊廓に約10か月間売春婦として働いており、現在、約25,000円の手取月收入がある。

(1) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

夫は、現在、岡山の自衛隊におり、妻が売春婦となつていることを知らずに毎月送金をつづけ、ときどき千恵子の実家へも帰ってくる。千恵子は夫が帰る頃は家におり、夫が岡山に戻ればまた特飲店に戻る。実家では、現在、両親と妹1人が働いて月16,000円程度の収入があるが、弟が不良で働かないうえ、妹も失業しているので生活があまりらしくでなく、千恵子からもときどき援助をうけなければならないので、千恵子の行状を取すべきことと承知しながら、家族全部が黙認している。

(2) 更生について

現在、少額の前借(金額不明)があるので、それを返済次第転業するといっている。更生後は、とりあえず洋裁が多少できるのでこの方面での就職を望んでいる。なお将来は、洋裁店でも働き夫と生活することを唯一の希望としているもようである。

事 例 (19)

(イ) 氏名 大原式子 (19才)
(ロ) 働いていた場所 高知市上の新地
(ハ) 学歴 新制中学卒
(ニ) 結婚の状況 未婚
(ホ) 親族
現住地 広島県内
家 族 実母(41)——小学校小使 妹(14)——中学生

(イ) 転落するまでの生活

実父が戦死してから、農村の小学校の小使となつた母親につれられ、妹とともに学校の小使室で慢居し成育した。新制中学を卒業後は、とくに就職せず母親の仕事を手伝っていた。

(ロ) 転落の理由と当時の状況

実母、妹と3人の生活は一応なんとかやつて行けたが、小遣を充分に使えない、綺麗な洋服や着物の着

られる高利にあこかれをもち、母親に相談で、祖母の許へ行くといつてすすんで転落したものである。

(9) 売春経歴

現在の上の新地の特飲店に売春婦として転落してから約4か月間経過している。月収手取額は25,000円程度である。

(10) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

実母と妹は現在も小使室に住込み約7,000円の給料をもらって円満な生活をおくっている。式子からはあまり使いがいが、一度家に帰ってきたことがある。しかし、母親は、おなじ高知県内の祖母の許にいつているとのみ思い込んでいるので、式子の転落を気付いていない。

(11) 更生について

式子は売春を好んでしているように見受けられるが、現在、なじみ客から結婚を申込まれているので、もう少し働き1年経つたら廃業して結婚する積りであるという。この縁談については、母親にも承諾を求めてきており、母親も相手方次第で勿論結婚させたいといっている。

なお、母親は、式子が売春婦となつていることを知り、これを恥じて、早速引取りに行くことにした。

事 例 (20)

(1) 氏名 小坂はる子 (35才)

(2) 働いていた場所 新潟県三条市田町 (特飲街)

(3) 学歴 小卒

(4) 結婚の状況 離別 子供2人

(5) 親許

現住地 新潟県内

家 族 実父 (58)——工員 義弟 (15)——中学生 長男 (12)——小学生

(1) 転落するまでの生活

はる子は機糸工場の若主人とその工場に働く女子工員との間に生れた子供で、生後まもなく実母が他家に嫁いってしまったため、母親の田舎の祖父祖母の許で育てられた。(母親は、はる子が3才のとき婚家先で死亡した)

小学校を卒えるとすぐに実母同様、機糸の女子工員に住込み年に100円程度の給料をもらい祖父祖母にも預けながらの送金をしていた。20才のとき、実父とその妻に子供がないため夫婦養子にするという約束で実父のもとに引取られた。しかし、実父の許へきてからはる子は、嘘をつくことが平気で、金づかいが荒く、家の品物を持出して売り飛ばしたり、親の名前で借金をつくることや、他人の品物にまで手を付けることがしばしばあり、そのうえ父親の仲介の子供で生活など、さんざん実父や義母に迷惑をかけたおした。

その後、25才で義母の甥にあたる男と結婚して(戸籍届出する)長女をもうけたが、夫との仲があまりうまくいっていなかった。

(2) 転落の理由と当時の状況

夫との仲がうまくゆかず、また義母ともつねにめめていたので家の中が暗く、一方、世間の信用をなくしていたので家業はつぶれ破産してしまつた。結婚7年目で夫とも離別したので家にいづらくなり、生活のかてを求めて転落したものである。

(3) 売春経歴

昭和30年2月 現在の新潟県三条市の特飲店に売春婦として転落以来、1年6か月を経過している。手取月収額20,000円程度である。

(4) 家庭の状況と売春婦との連絡状況

10才になる長女は、はる子とともに特飲店に住込んでおり、学校から帰れば特飲店の手伝いをしている。長男については、生れたときから実父と義母の子供として届出し、その許で育ててもらっているが、義母と実父が離別してからは実父に面倒をみてもらっている。

現在、実父は心臓が悪く充分に働けないため収入が4,000円に満たず、生活保護をうけ苦しい生活をしている。しかし、はる子は一切これを見ぬふりして援助しない。以前、長女を御く邪魔になるからと預けたときも、全然送金しないため4か月で戻されてしまつた。以来、あまり手紙を出すことも尋ねて行くこともお厭にしている。

(5) 更生について

実父は一家破産の原因がはる子にあることを述べ、自分の若い頃おとした罪のむくいとは思ふが、はる子の行状に対する方策はつき果てたといつて、その更生については一切ふれることを好まず、家にも絶対に入れないといっている。

はる子もまた、いまさら実父のもとに戻る気はなく、半年後には廃業し飲屋を開く準備をしている。そのための預金もすでに用意されているので、更生後の自立は可能とみられる。

売春婦の転落原因と更生の問題
実態調査結果報告

昭和33年7月20日 印刷

昭和33年7月25日 発行

東京都千代田区大手町1の7

発行者 労働省婦人少年局

印刷者 昭和美術印刷株式会社

